

第2期
秦野市
子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
秦野市

安心して子育てができるまちを目指して

我が国では、少子化対策が急務とされていますが、核家族化等による子育ての孤立感・負担感の増加や待機児童の発生等を理由に、出産による環境の変化や仕事と子育ての両立に不安を抱く女性も増えています。

こうした中、子育てしやすい社会の実現に向け、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

本市においても、「安心して子どもを産み、喜びと責任をもって子育てができるより良い環境づくり」を目指し、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間を計画期間とする「秦野市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」を策定しました。この計画に沿って、妊娠、出産から育児期まで切れ目のない支援ができるよう、さまざまな子育て支援事業の充実に取り組むとともに、待機児童対策として保育所整備や幼稚園から認定こども園への移行に取り組み、保育の受け皿の拡大を図りました。

今回の第2期計画では、第1期計画の基本理念や取組みを継承しつつ、子ども・子育て支援法の改正や幼児教育・保育の無償化に伴う、さらなる教育・保育ニーズの多様化に対応できるよう、教育・保育の量・質の確保に努めます。

さらに、子どもの貧困対策を新たに加えて、全ての子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

そしてこれらを通して、子育て世帯を地域と連携して支えることで、安心して子育てができるまちを目指します。

今後、市民の皆様と共に、積極的に計画を推進してまいりますので、ご協力をお願いします。

結びに、計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆さん、関係各位に厚くお礼申し上げます。



令和2年（2020年）3月

秦野市長 高橋昌和

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画の概要	1
(1) 計画策定の背景及び趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	3
(4) 計画策定の経過	3
2 子ども・子育て支援新制度の概要	4
(1) 主なポイント	4
(2) 子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての基本的記載事項	5
(3) 事業の体系	6
第2章 秦野市の子育てを取り巻く現状	11
1 子育てにかかわる人口等の推移	11
(1) 総人口と年少人口の推移	11
(2) 今後の年少人口の推計	11
(3) 子どものいる世帯数	12
(4) 出生の動向	12
(5) 婚姻の動向	13
(6) 女性の就労状況	14
(7) 就学前の子どもの保育等の状況の変化	15
2 子育て環境へのニーズ	16
(1) 気軽に相談できる先の状況	16
(2) 子どもをみてもらえる親族・知人等の状況	17
(3) 母親の就労状況と今後の就労希望	18
(4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況	19
(5) 曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望	19
(6) 病児・病後児保育の利用希望	20
(7) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用希望	21
3 母子保健の現状	22
(1) 母子健康手帳の交付	22
(2) 出生体重	22
(3) 乳幼児健康診査	23
(4) 特定不妊治療費助成及び不育症治療費助成	24

第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本方針	25
3 基本目標	26
4 施策の体系	28
第4章 施策の展開	29
基本目標1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目のない支援	29
(1) 妊娠・出産についての相談・支援体制の充実	29
(2) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供の充実	31
(3) 妊婦の経済的負担の軽減による確実な妊婦健康診査の受診	33
(4) 不妊・不育に悩む夫婦に対する支援の充実	34
基本目標2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	35
(1) 子育てに関する相談の場の充実	35
(2) 育児力を高めるためのきめ細かい支援の充実	39
(3) 子育てに関する適切な情報の提供	42
(4) 小児医療体制の充実	43
(5) 地域の見守りの充実	45
基本目標3 思春期の保健対策の充実	48
(1) 命の尊さを学ぶ場の充実	48
(2) 学校保健と地域保健との連携	49
(3) メンタルヘルス対策の充実	50
基本目標4 全ての家庭が安心して子育てできる環境づくり	51
(1) 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	51
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県等との連携	52
(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	56
基本目標5 支援を必要とする子どもを守る体制づくり	57
(1) 生きる力を育む教育環境の整備	57
(2) 安心して過ごせる成育環境の整備	59
(3) 保護者の自立に向けた環境の整備	60
(4) 生活基盤の安定に資する経済的支援	61
(5) 子どもの貧困に関する指標	62

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	63
1 教育・保育提供区域の設定	63
2 教育・保育の提供体制	64
(1) 教育・保育の量の確保	64
(2) 教育・保育の質の向上	65
(3) 教育・保育の無償化の円滑な実施について	65
3 地域子ども・子育て支援事業	66
(1) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）	66
(2) 地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21等）	67
(3) 妊婦健康診査（妊娠健康診査費用助成事業）	68
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	69
(5) 養育支援訪問事業	70
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	71
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	72
(8) 一時預かり事業（幼稚園一時預かり事業、保育所等一時預かり事業）	73
(9) 延長保育事業	75
(10) 病児・病後児保育事業	76
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童ホーム）	77
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	78
第6章 計画の推進に向けて	79
資料編	81
1 教育・保育に関する確保方策の詳細	81
2 秦野市子ども・子育て会議	82
(1) 秦野市子ども・子育て会議条例	82
(2) 委員名簿	83
(3) 開催経過	84

第1章 計画策定に当たって

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景及び趣旨

近年、急速な少子化の進行や、核家族化等を背景に、子育てにおける孤立感や負担感の増加、地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖等、子育てを取り巻く環境はより複雑化・重層化しており、なかでも、都市部を中心とした待機児童の解消は喫緊の課題となっています。

こうした中、子育てのしやすい社会を目指すため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、各市町村において、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進することを求めています。

また、平成27年3月までの时限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長され、「子ども・子育て支援法」と併せて、より手厚い次世代育成支援対策が推進されます。

待機児童の問題については、平成29年6月に「子育て安心プラン」が公表され、令和2年度末までに待機児童解消に必要な受け皿を整備することとしています。また、就学児童についても、女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の増加が見込まれることから、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が公表され、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の計画的な整備を進めていくこととされました。

さらに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようするために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指しています。

秦野市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「秦野市子ども・子育て支援事業計画」（平成30年3月改定）を策定し、計画に沿って、子育て支援を行ってきました。しかし、本市の合計特殊出生率は、全国及び神奈川県を下回る水準で推移しており、出生数においても年々減少の一途をたどっています。その一方で、女性の社会進出や育児世代の女性が労働力として求められています。そこで、少子化と労働力の確保への対策として、子育てと就労の両立を支援するとともに、地域ぐるみで子育てをしやすい環境づくりを進めることができます。今後ますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、子どもを安心して産み育てていけるよう、子育てに関する総合的な計画として「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

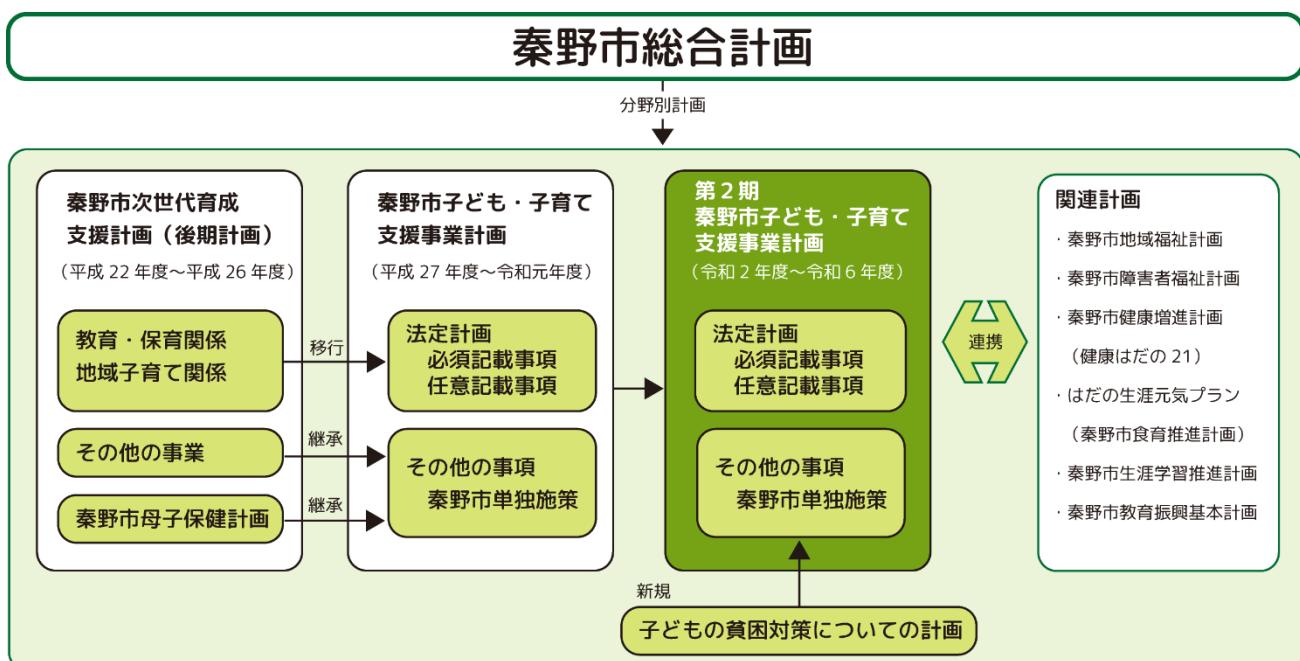
(2) 計画の位置付け

本計画は、本市が地域のニーズに基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に推進するための計画です。

本市では、子どもを安心して産み育てていけるよう、様々な支援を行うこととして、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策についての計画」を含めた子育てに関する総合的な計画として策定します。

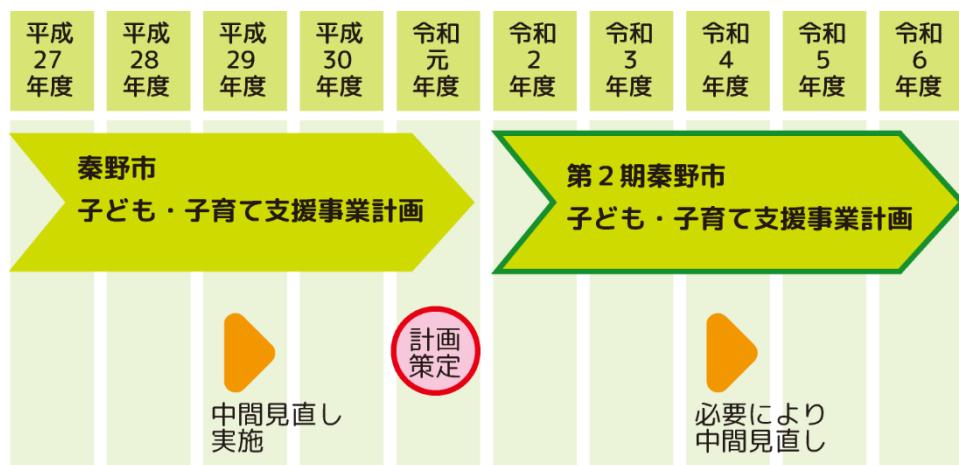
- 子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容と、その実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めています。
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定される「次世代育成支援行動計画」として、本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつきめ細やかに行うための施策事業を体系的に定めています。
- 「母子保健計画について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に規定される「母子保健計画」として、母子保健に関する施策を総合的に推進するための内容を定めています。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定される「子どもの貧困対策についての計画」として、子どもの貧困対策を総合的に推進するための内容を定めています。

さらに、「秦野市総合計画」を上位計画として、保健・医療、教育、福祉等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としており、中期的な視点でより良い子育て支援を具体的に進めていく計画です。



(4) 計画策定の経過

本市では、本計画の内容について意見をいただくため、「秦野市子ども・子育て会議」を設置し、市民の代表、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野各方面の有識者の参画のもと、様々な視点から議論していただきました。

また、本市の今後の子ども・子育て支援施策をより効果的に推進するため、就学前の子どものいる保護者に対して、平成30年12月から平成31年1月にかけて「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」を実施し、計画策定の参考としました。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 主なポイント

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどにより、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ることとしています。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、認可保育所、小規模保育等を計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ることとしています。

③地域の子ども・子育て支援の充実

地域における、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

④幼児教育・保育の無償化の実施

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所等を利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児までの利用料が、令和元年10月から無料になりました。

また、幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等についても無償化の対象となります（対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります）。

■認定こども園、幼稚園、保育所等

- ・認定こども園、幼稚園及び保育所に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無料になります。

■幼稚園の預かり保育

- ・幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。

■認可外保育施設等

- ・3～5歳児は月額3.7万円まで、住民税非課税世帯の0～2歳児は月額4.2万円までの利用料が無料になります。
- ・認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての基本的記載事項

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法の基本指針において、必須記載事項と任意記載事項が定められています。

①必須記載事項

- 教育・保育提供区域の設定
- 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

②任意記載事項

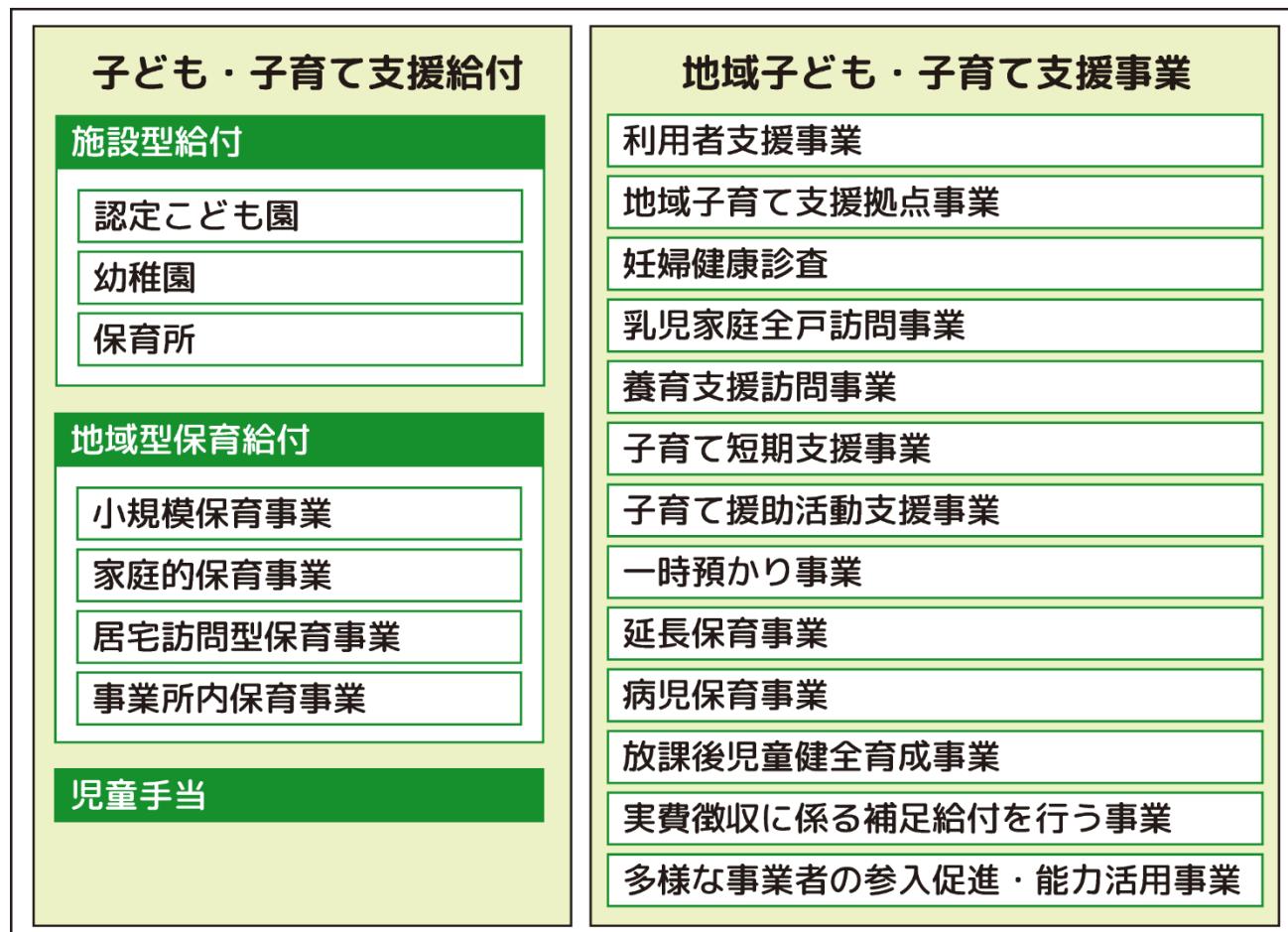
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(3) 事業の体系

平成27年4月から、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等の施設等を利用した場合に、共通の給付制度が導入されました。給付制度には、認定こども園、幼稚園及び保育所を対象とした「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」があり、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みです。

さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする、「地域子ども・子育て支援事業」があります。

給付・事業の全体像



①子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、認定こども園、幼稚園及び保育所の教育・保育施設です。

市町村が利用者の保育の必要性を認定し、保護者に対する個人給付を、確実に教育・保育の費用に充てるために事業者に対し、直接支払います。

施設名	対象
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、0歳から就学前の子どもが対象。保育は、保護者の就労時間等に応じた認定が必要。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校施設で、満3歳から就学前の子どもが対象。
保育所	就労等のため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設で、0歳から就学前の子どもが対象。保護者の就労時間等に応じた認定が必要。

■地域型保育給付

地域型保育給付は、待機児童の解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応したものです。待機児童が多い0～2歳の子どもを、定員19人以下の少人数の単位で預かる事業で、市町村による認可を受けた保育事業が給付の対象となります。

事業名	事業内容
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育事業	少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
居宅訪問型保育事業	障害、疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1保育を行う。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。

②保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、子どもの年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無にかかわらず認定を受けることができます。

認定区分	年齢	保育の必要性の認定	保育の必要量	主な利用施設
1号 教育認定	3～5歳	不要	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号 保育認定	3～5歳	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育利用）
3号 保育認定	0～2歳	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業 家庭的保育事業

2号認定又は3号認定を受ける方は、保護者の就労時間等により「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育を必要とする事由	<p>①就労</p> <p>フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的に全ての就労。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。</p> <p>②就労以外の事由</p> <p>妊娠、出産、保護者の疾病・障害、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVの恐れなど</p>
保育の必要量に応じた区分	<p>①保育標準時間（11時間）</p> <p>主にフルタイムの就労を想定した長時間利用</p> <p>②保育短時間（8時間）</p> <p>主にパートタイムを想定した短時間利用</p>

③地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育てのニーズに基づいて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

本市で実施している事業の内容については、第5章で具体的に記載しています。

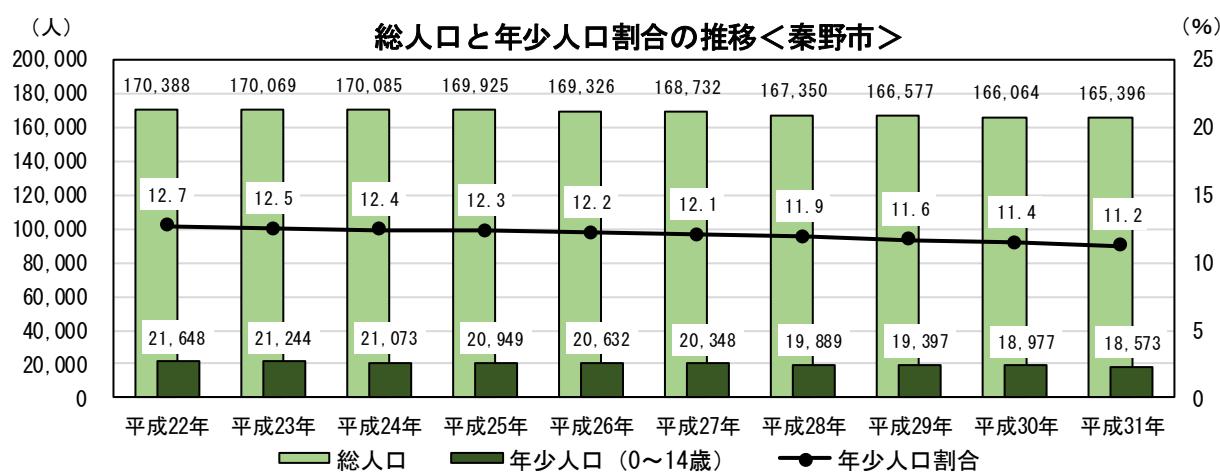
地域子ども・子育て支援事業名	事業内容
利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
地域子育て支援拠点事業	就園前の子どもとその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。
子育て援助活動支援事業	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前の子どもについて、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。
病児保育事業	病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各事業者に支払う食事の提供に要する費用及び日用品、文具等の購入に要する費用等を助成する。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

第2章 秦野市の子育てを取り巻く現状

1 子育てにかかる人口等の推移

(1) 総人口と年少人口の推移

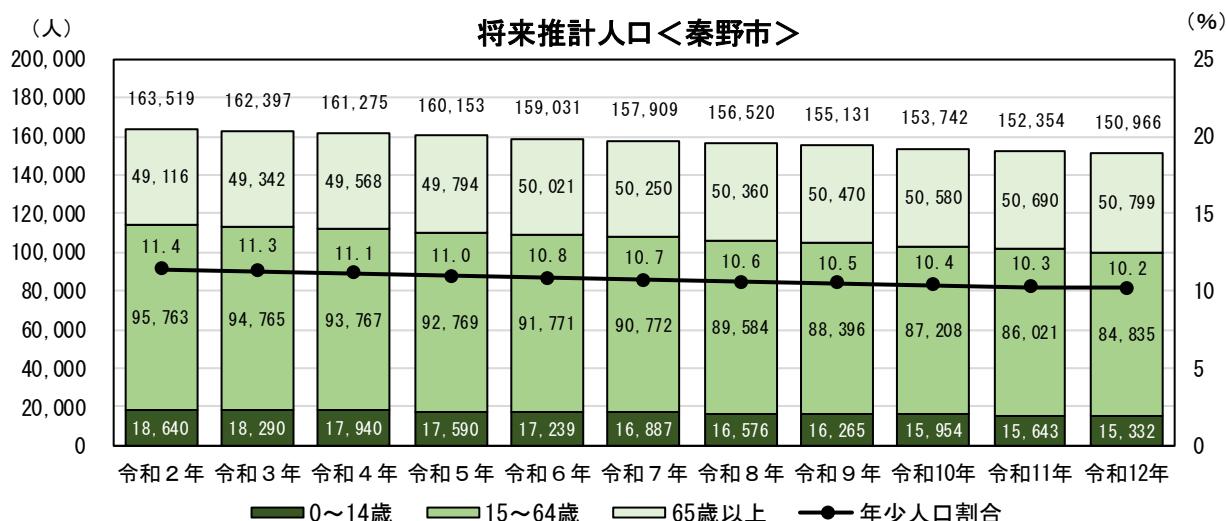
本市の総人口は、平成31年1月1日現在で165,396人、年少人口は18,573人、年少人口割合は11.2%となっています。



資料：「統計はだの」年齢別人口統計調査結果（各年1月1日現在）

(2) 今後の年少人口の推計

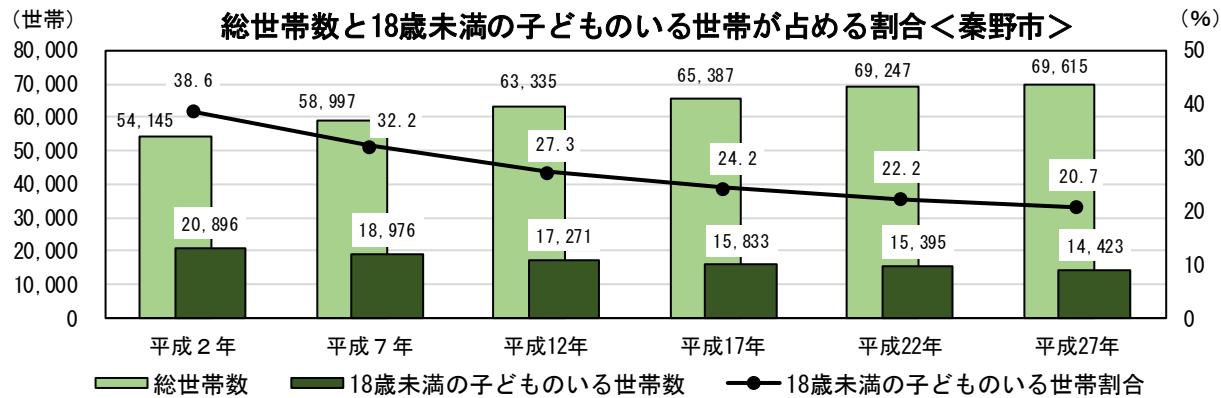
将来推計人口は、総人口及び年少人口ともに減少傾向で推移すると予想されます。



資料：「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」（国立社会保障・人口問題研究所）

(3) 子どものいる世帯数

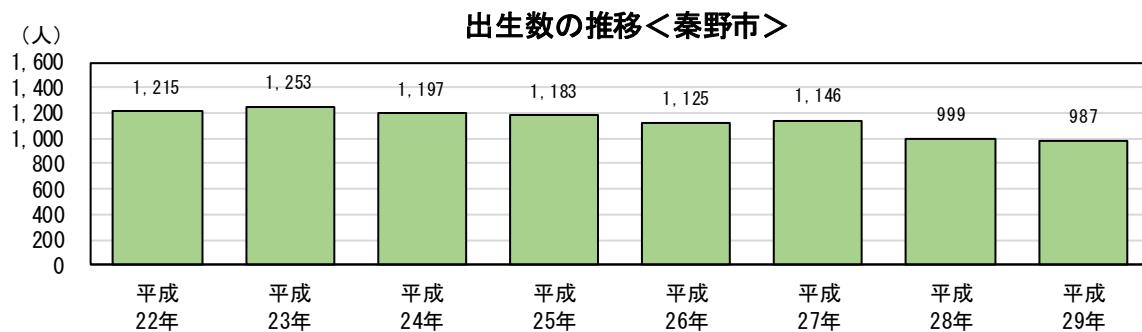
本市の世帯数は、増加傾向にありますが、18歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にあります。



資料：総務省統計局「国勢調査報告書」(各年 10月1日現在)

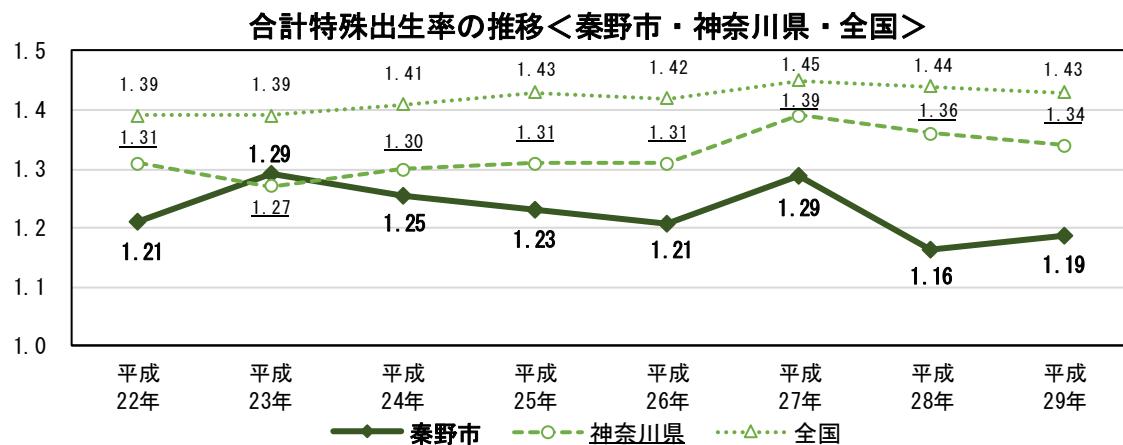
(4) 出生の動向

本市の出生数は平成 22 年の 1,215 人から平成 29 年の 987 人と、228 人減少しています。



資料：「神奈川県衛生統計年報」

また、本市の合計特殊出生率は、全国及び神奈川県を下回る水準で推移しており、平成 29 年には 1.19 となっています。

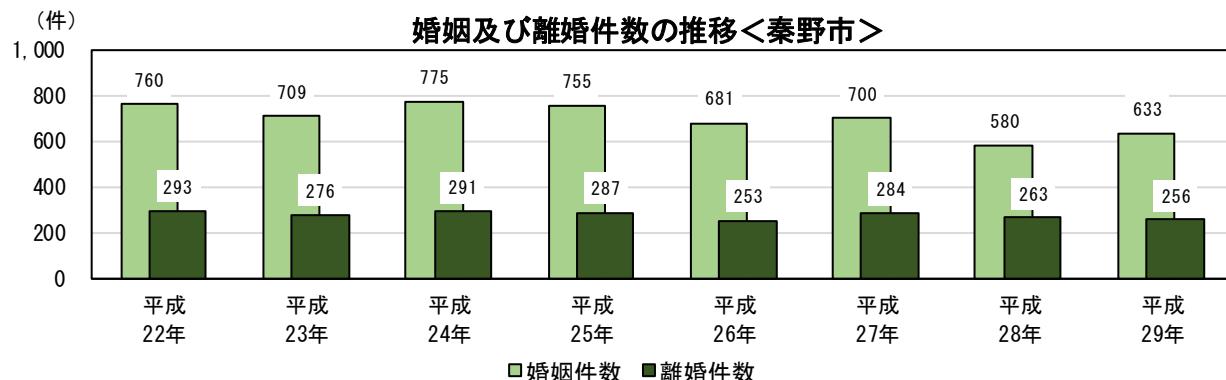


資料：「神奈川県衛生統計年報」

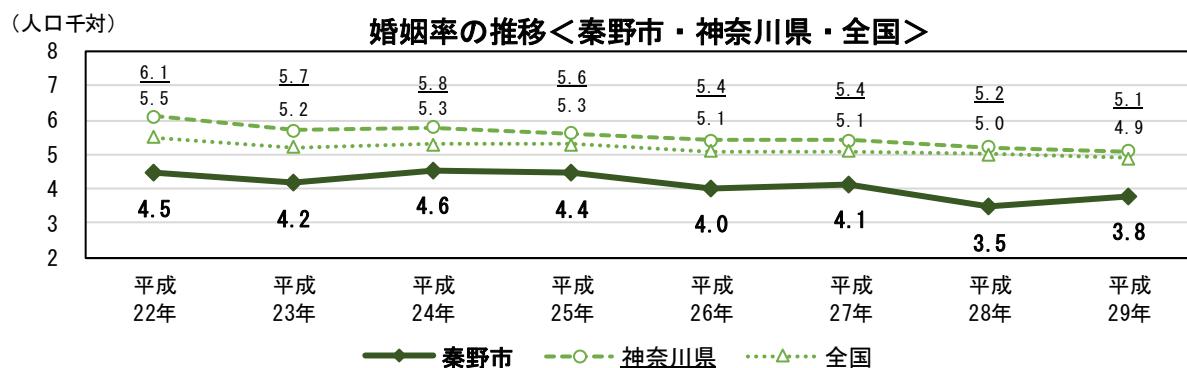
(5) 婚姻の動向

本市の婚姻件数は平成 22 年の 760 件から平成 29 年の 633 件と、127 件減少しており、離婚件数は平成 22 年の 293 件から平成 29 年の 256 件と、37 件減少しています。

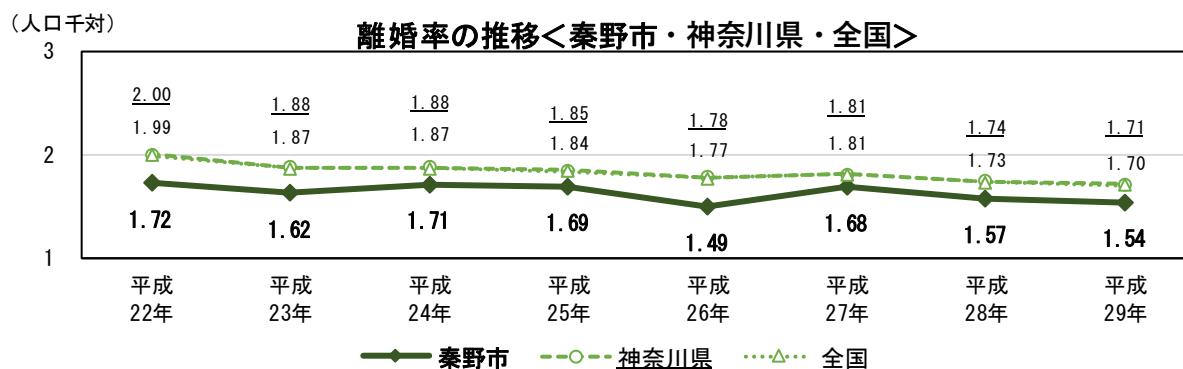
また、本市の婚姻率及び離婚率は、全国及び神奈川県を下回る水準で推移しており、平成 29 年には婚姻率が 3.8、離婚率が 1.54 となっています。



資料：「神奈川県衛生統計年報」



資料：「神奈川県衛生統計年報」



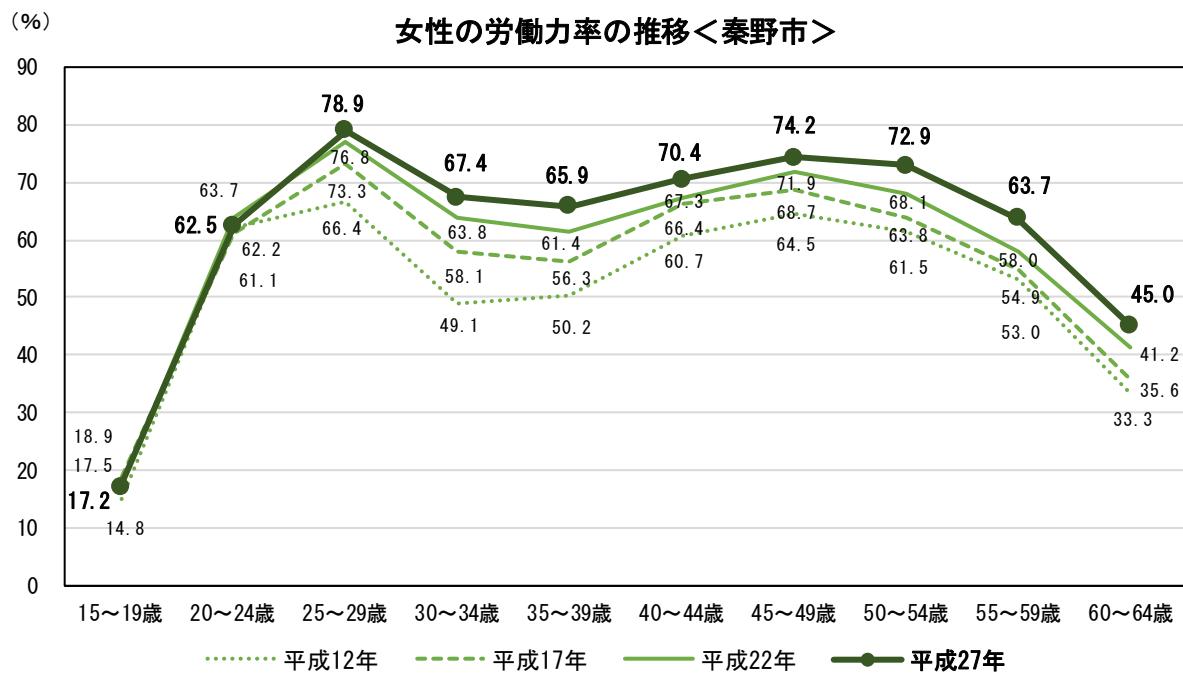
資料：「神奈川県衛生統計年報」

(6) 女性の就労状況

一般に、我が国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の比率）は、20歳代後半から30歳前半に低下し、その後40歳代後半まで上昇するというM字型となる傾向にあります。このことは、多くの女性が20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産により、仕事を一旦中断しますが、子どもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためです。

女性の労働力率について、5歳階級別に平成12年と平成27年を比較すると、特に25歳から34歳にかけてのカーブが緩やかになっています。これは、20歳代後半から30歳代の女性が結婚や出産により仕事を中断することなく、継続して就労できる環境が整ってきたことで、労働市場へ進出しているためと考えられます。

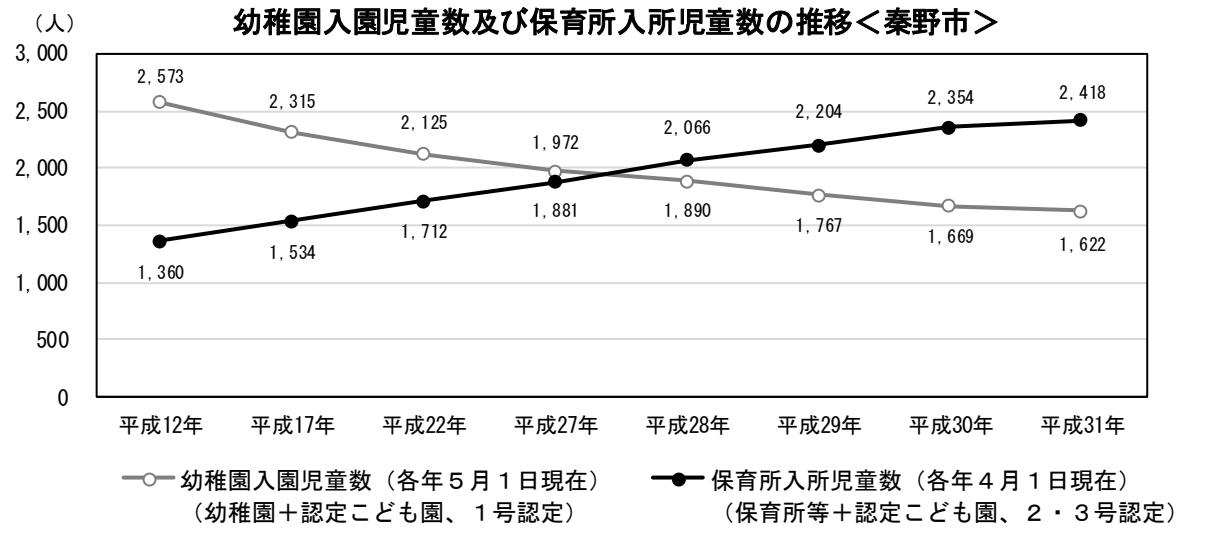
また、祖母である世代（おおむね50歳代以上）の就業率も高まっており、以前に比べ、子育ての経験のある親族（祖母等）から育児等のサポートを受けたり、経験や知識を得る機会が減少していることが考えられます。



資料：総務省統計局「国勢調査報告書」

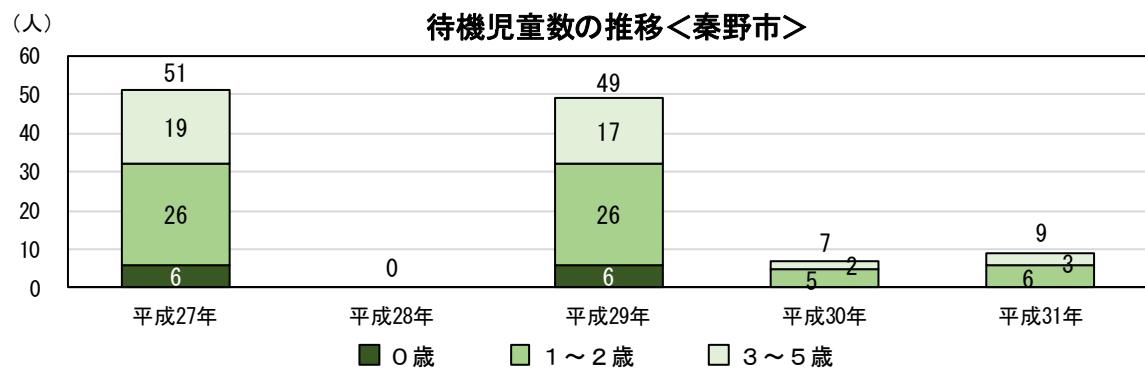
(7) 就学前の子どもの保育等の状況の変化

幼稚園の入園児童数は減少傾向で推移しており、平成31年には1,622人となっています。一方で、保育所等の入所児童数は増加傾向で推移し、平成31年には2,418人となっています。



資料：保育こども園課
教育総務課

また、保育ニーズの高まりを受け、計画的な施設整備や幼稚園から認定こども園への移行に取り組むなど、保育の受け皿を拡大したことと、待機児童数の改善がみられます。



資料：保育こども園課（各年4月1日現在）

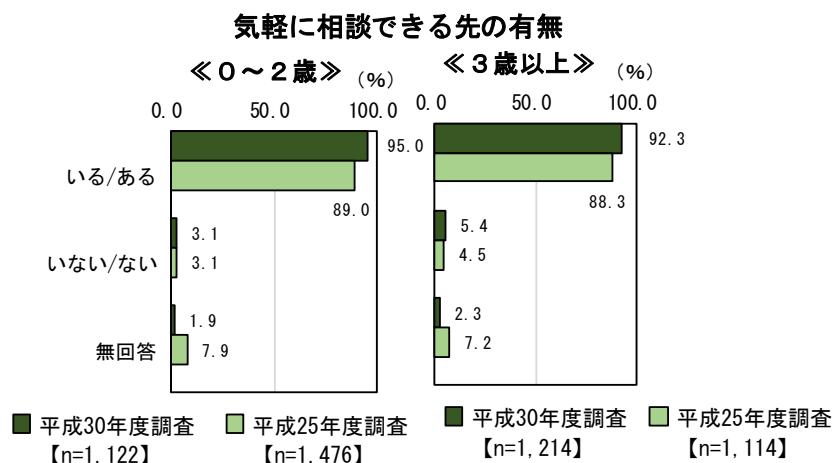
2 子育て環境へのニーズ

本市では、本計画の策定に当たり、平成30年度に「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」として、市内在住の就学前の子どものいる全てのご家庭に、子育ての実態やご意見をお聞きしました。

項目	内容
調査目的	子ども・子育て支援事業計画で確保するべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握する
調査対象	市内在住の就学前の子どものいる全ての家庭（5,482世帯）
配布数	5,482票
回収数（回収率）	2,353票（42.9%）
調査期間	平成30年12月18日～平成31年1月7日
調査方法	郵送による配布・回収

（1）気軽に相談できる先の状況

気軽に相談できる先の有無について、0～2歳及び3歳以上ともに「いる/ある」が圧倒的に多くなっている一方で、「いない/ない」が0～2歳で3.1%、3歳以上で5.4%となっており、ひとりで悩んだり抱え込まず、気軽に相談できる体制の充実が求められます。

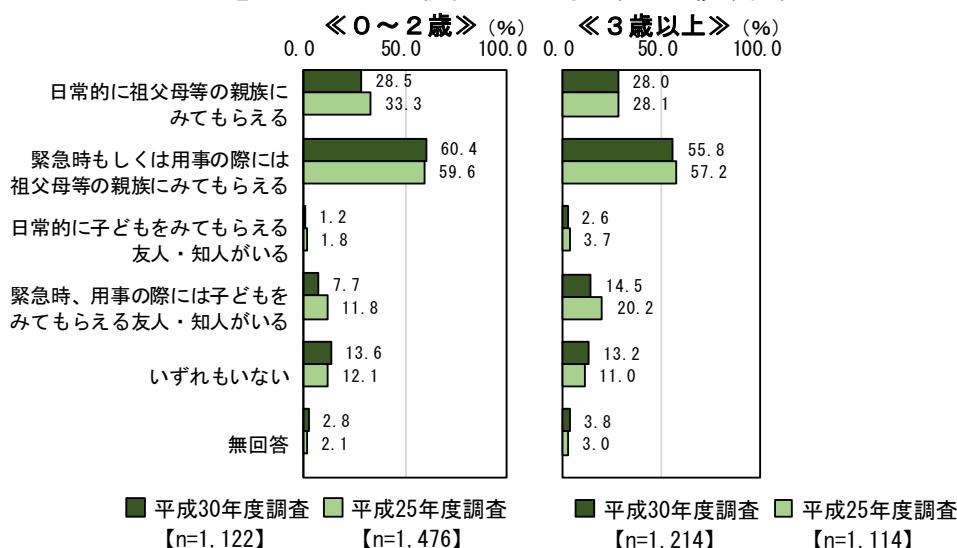


(2) 子どもをみてもらえる親族・知人等の状況

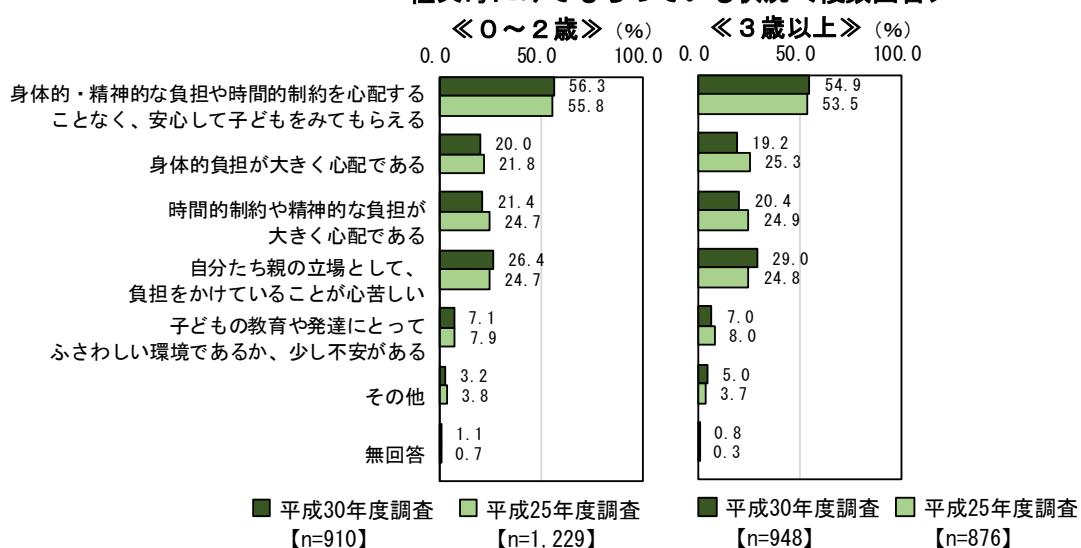
子どもをみてもらえる親族・知人等の有無について、0～2歳及び3歳以上ともに「緊急時若しくは用事の際にはみてもらえる」が最も多くなっていますが、経年変化でみると、「いずれもいない」が、0～2歳で1.5ポイント増、3歳以上で2.2ポイント増となっており、育児の孤立化が進んでいることが分かります。

また、祖父母にみてもらっていることについては、0～2歳及び3歳以上ともに「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多くなっていますが、経年変化でみると、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が、0～2歳で1.7ポイント増、3歳以上で4.2ポイント増となっています。

子どもをみてもらえる親族・知人等の有無<複数回答>



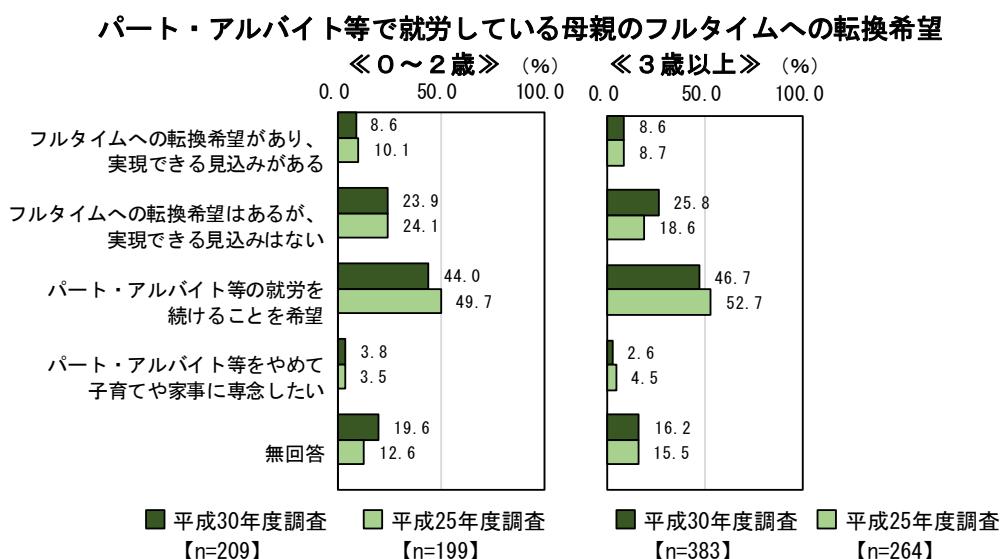
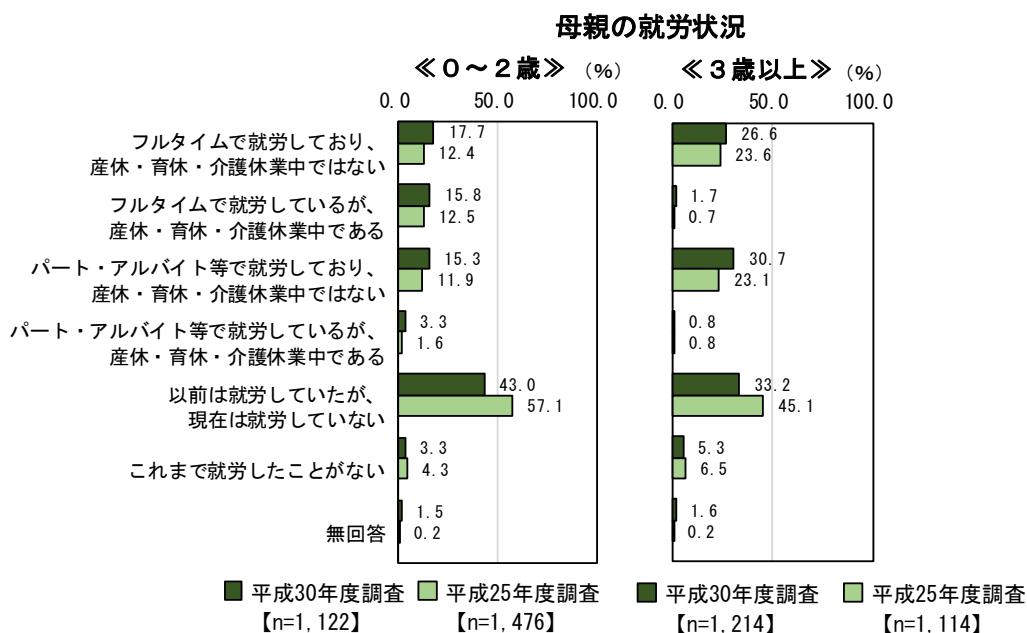
祖父母にみてもらっている状況<複数回答>



(3) 母親の就労状況と今後の就労希望

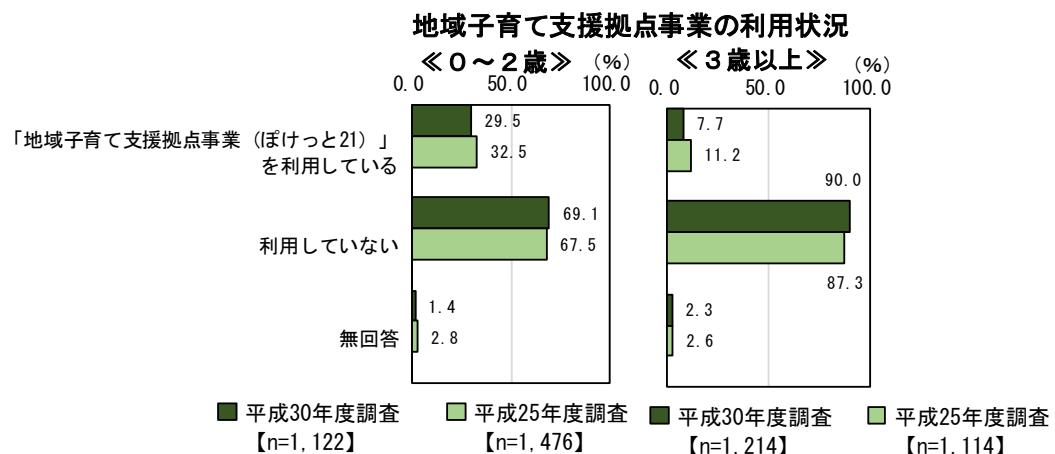
母親の就労状況について、0～2歳及び3歳以上ともに「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多くなっていますが、経年変化でみると、0～2歳で14.1ポイント減、3歳以上で11.9ポイント減となっており、働きながら子育てをしている母親が増加していることが推測されます。

また、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、0～2歳及び3歳以上ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多くなっており、就労を中心とせず、子どもの育ちや、ワーク・ライフ・バランスを重視した働き方を希望する割合が多いことが分かります。



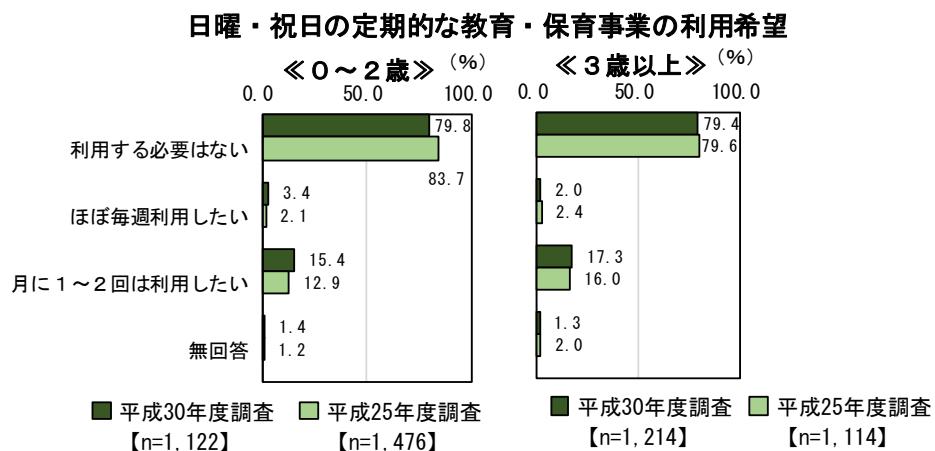
(4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況について、0～2歳及び3歳以上ともに「利用していない」が最も多く、経年変化でみると、0～2歳で1.6ポイント増、3歳以上で2.7ポイント増となっており、利用状況がさらに低くなっています。



(5) 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について、0～2歳及び3歳以上ともに「利用する必要はない」が最も多くなっていますが、経年変化でみると、「月に1～2回は利用したい」が、0～2歳で2.5ポイント増、3歳以上で1.3ポイント増となっています。

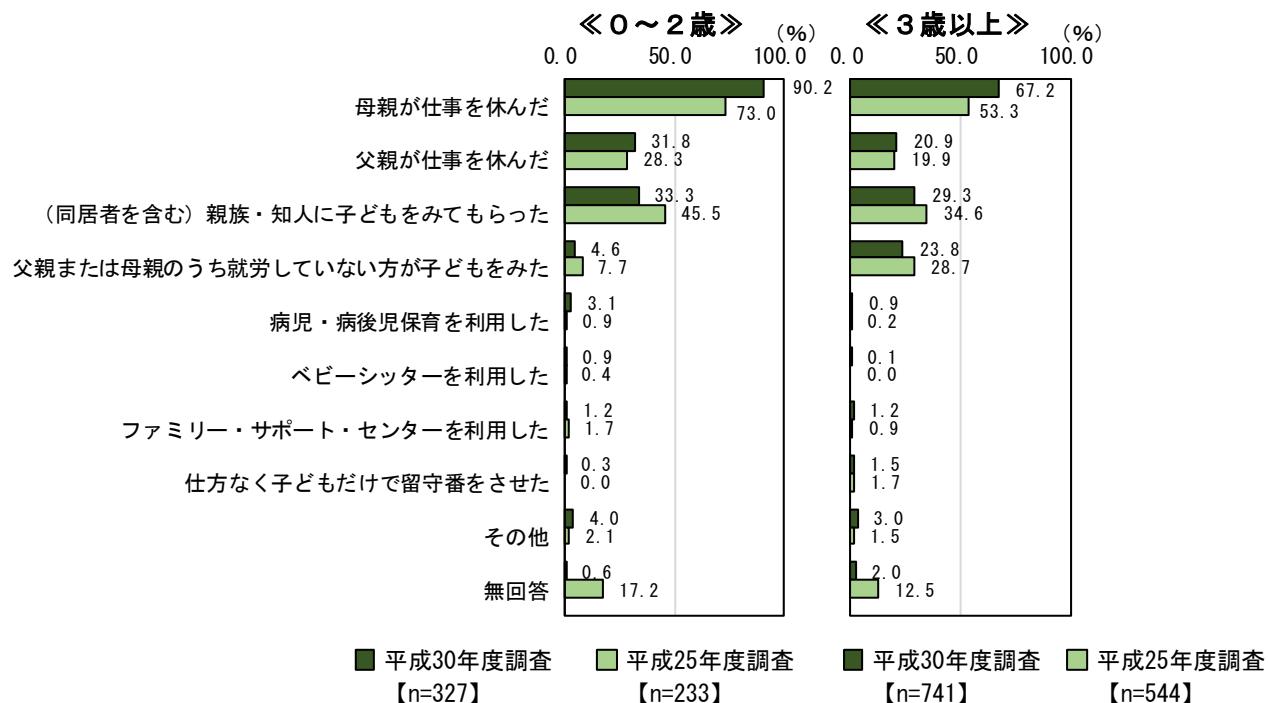


(6) 病児・病後児保育の利用希望

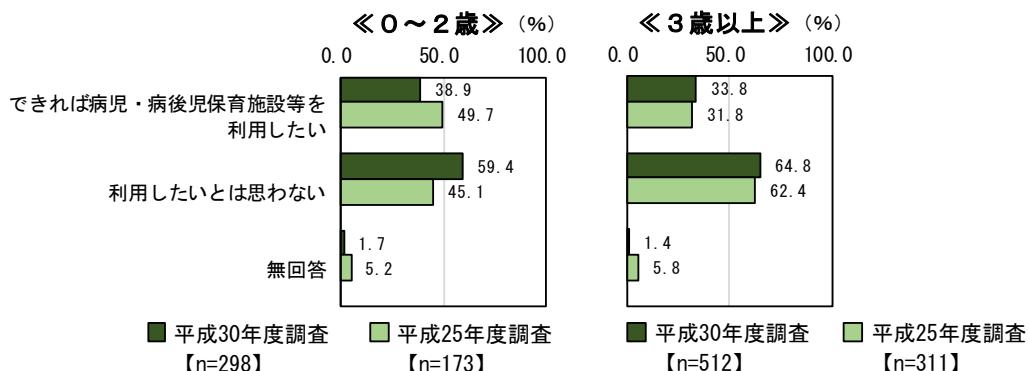
平日の定期的な教育・保育の事業を利用している子どもが、病気やけがで教育・保育の利用ができなかった場合の対処方法について、0～2歳及び3歳以上ともに「母親が仕事を休んだ」が最も多く、経年変化でみると、0～2歳で17.2ポイント増、3歳以上で13.9ポイント増となっています。

また、病児・病後児保育の利用希望については、0～2歳及び3歳以上ともに「利用したいとは思わない」が最も多く、経年変化でみると、0～2歳で14.3ポイント増、3歳以上で2.4ポイント増となっており、病児・病後児保育の利用希望はさらに低くなっています。

病気・けがへの対応<複数回答>



病児・病後児保育の利用希望

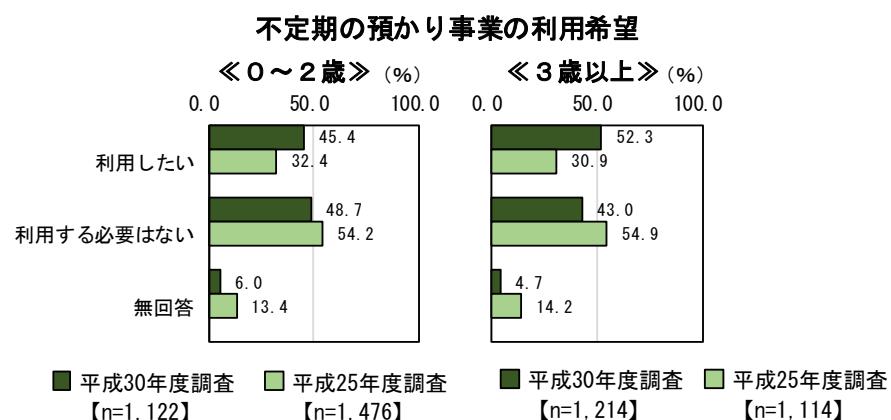
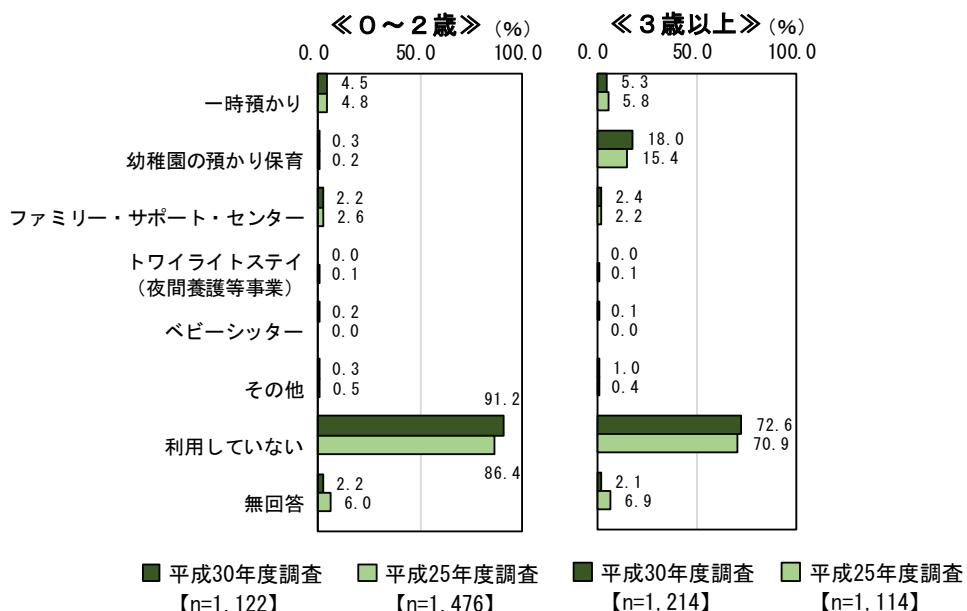


(7) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用希望

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況について、0～2歳及び3歳以上ともに「利用していない」が最も多く、経年変化でみると、0～2歳で4.8ポイント増、3歳以上で1.7ポイント増となっています。

また、不定期の預かり事業の利用希望については、経年変化でみると、「利用したい」が、0～2歳で13.0ポイント増、3歳以上で21.4ポイント増となっており、不定期の預かり事業の利用希望が高くなっています。

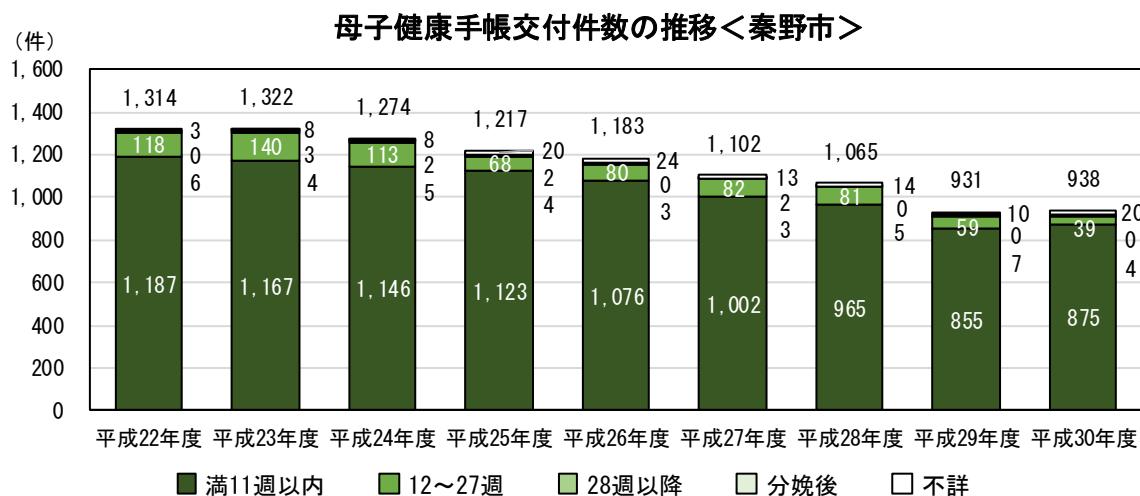
日中の定期的保育や病気のため以外に不定期利用している事業<複数回答>



3 母子保健の現状

(1) 母子健康手帳の交付

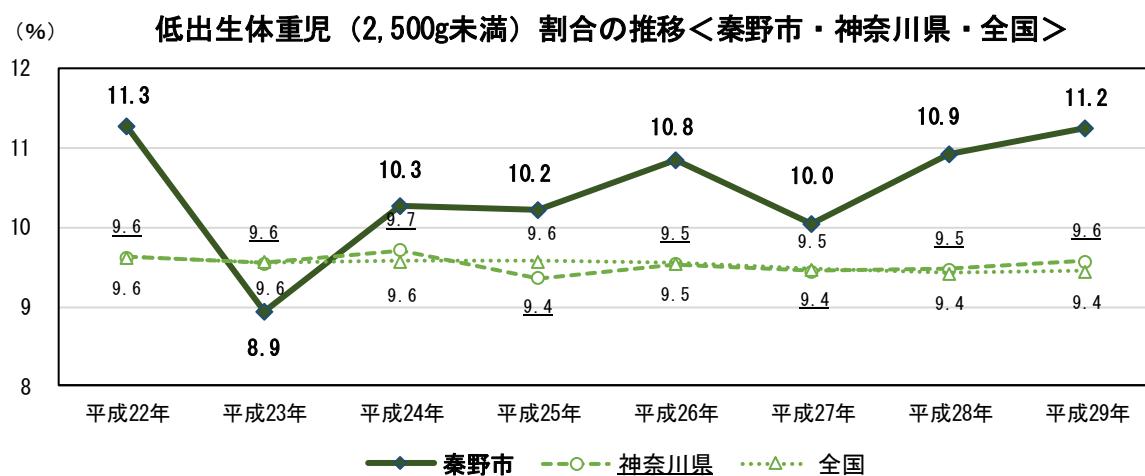
母親と子どもの健康を守るための記録として、妊娠届出により母子健康手帳を交付しています。本市では平成27年7月から、「子育て世代包括支援センター」において、母子保健コーディネーター及び保健師等が交付に携わり、妊婦及びその家族との面接を行うことで支援を開始しています。母子健康手帳交付件数は減少傾向で推移しており、平成30年度は938件となっています。



資料：こども家庭支援課

(2) 出生体重

本市の全出生に対する低出生体重児（2,500g未満）の割合は、全国及び神奈川県を上回る水準で推移しており、平成29年には11.2%となっています。

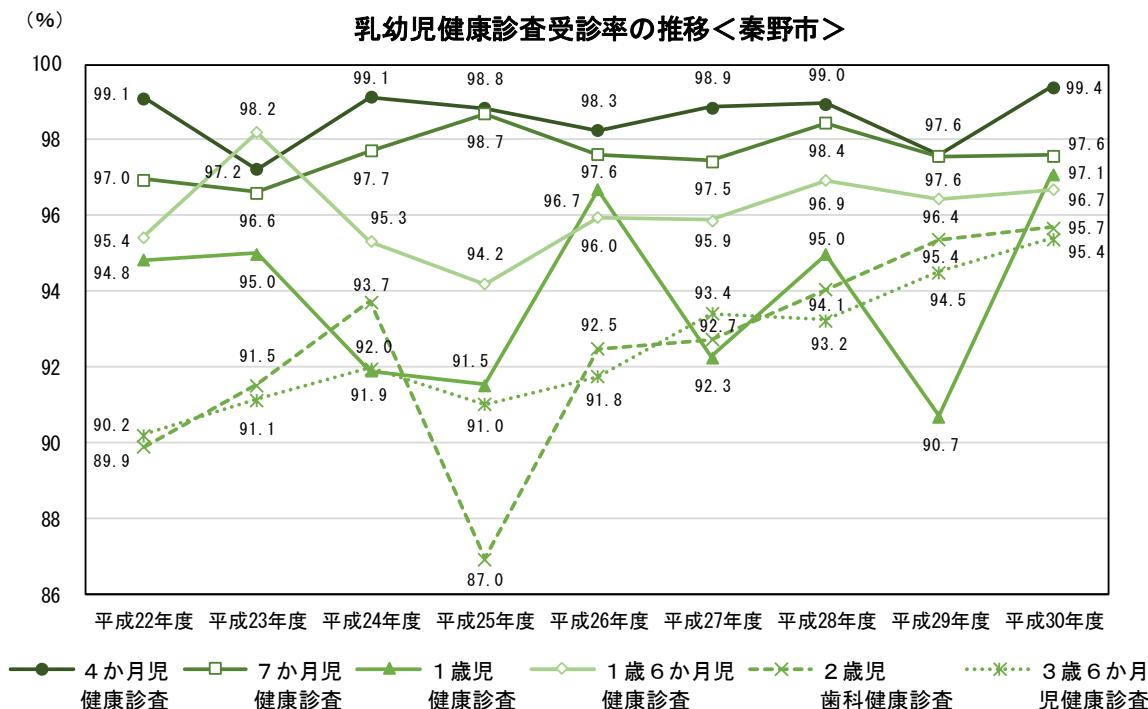


資料：「神奈川県衛生統計年報」、「人口動態調査」

(3) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、乳幼児の病気の予防と早期発見及び健康の保持増進を目的として、4か月児健康診査、7か月児健康診査、1歳児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査を実施しています。

乳幼児健康診査受診率は概ね9割以上で推移しており、平成28年度から平成30年度の平均値は、4か月児健康診査が98.7%、7か月児健康診査が97.9%、1歳児健康診査が94.3%、1歳6か月児健康診査が96.7%、2歳児歯科健康診査が95.1%、3歳6か月児健康診査が94.4%となっています。



資料：こども家庭支援課

健診名	対象・内容
4か月児健康診査	4か月になる月 身体計測・聴力検査・診察・育児相談・離乳食の話
7か月児健康診査	7か月になった翌月 身体計測・診察・歯の話・栄養相談・育児相談・ブックスタート
1歳児健康診査	1歳の誕生日の前日～1歳1か月になる前夕日
1歳6か月児健康診査	1歳6か月になった翌月 身体計測・診察・歯科健診・歯科相談・育児相談・栄養相談
2歳児歯科健康診査	2歳になった翌月 歯科健診・フッ素塗布・子どもの食育と歯のお話・育児相談・栄養相談
3歳6か月児健康診査	3歳6か月になった翌月 身体計測・診察・歯科健診・子どもの食育・育児相談・栄養相談・視聴覚検査

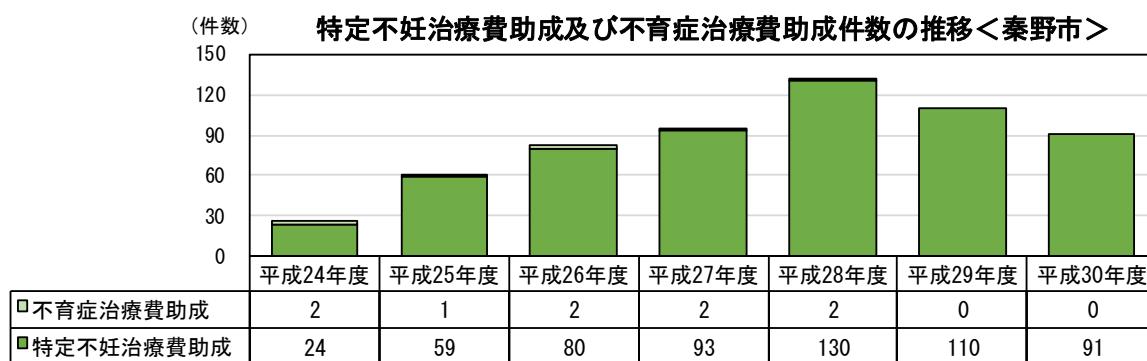
(4) 特定不妊治療費助成及び不育症治療費助成

特定不妊治療に要した治療費のうち、神奈川県から受けた助成額を控除した額について、5万円を限度に助成しています。

また、医療保険適用外の不育症治療に要した治療費等のうち、20万円を限度に自己負担額の2分の1の額まで、助成しています（令和元年度現在）。

特定不妊治療費助成件数は増加傾向で推移していましたが、平成29年度から減少に転じています。

不育症治療費助成件数は毎年度0～2件で推移しています。



資料：こども家庭支援課



第3章 計画の基本的な考え方

自然豊かな環境を生かしながら、健やかな子育て生活を実現するための、計画の基本的な考え方を示します。

1 基本理念

安心して子どもを産み、喜びと責任をもって 子育てができるより良い環境づくり

近年の急速な少子高齢化は、経済活動の停滞の可能性や、社会保障の問題等、社会全体の活力を低下させると懸念されています。

少子化を食い止めることが、我が国の急務とされていますが、核家族化に加え、近年の女性の社会進出により、妊娠・出産に伴う様々な課題、環境の変化、仕事との両立等について不安を抱く女性も増えています。このような不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができるまち、子育てに喜びを感じることのできるまち、地域社会で子育てを支えていくまちを目指し、これまでの基本理念を踏襲して、本計画の基本理念を設定しました。

2 基本方針

本市では、次世代育成支援対策推進法（平成15年に成立。10年間の時限立法であったが、平成26年改正によりさらに10年延長された。）に基づき、平成17年3月に「秦野市次世代育成支援計画」、平成22年3月に「秦野市次世代育成支援計画（後期計画）」を策定し、全ての子どもとその家庭へ様々な支援を推進してきました。

平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づき、実施主体である各市町村に5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられることから、次世代育成支援行動計画の策定は任意化されました。しかし、子どもと家庭を支え、地域を含めた社会全体で子育てを支援する仕組みはますます重要となっており、本計画では、これまでの次世代育成支援計画の考えを継承し、地域ぐるみの子育て支援を推進するとともに、平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえた子どもの貧困対策を加えて、子育て支援を総合的に推進します。

3 基本目標

基本理念及び基本方針を踏まえ、次の5つの基本目標を設定し、安心して子どもを産み、喜びと責任をもって子育てができるより良い環境づくりを目指します。

なお、本市の具体的な施策の展開については第4章に記載しています。

また、子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項である、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については第5章に記載しています。

基本目標



1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目のない支援

『秦野版ネウボラ※』として、産前・産後の支援を強化し、地域で活動する組織や関係機関と連携することで、妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談・支援の場やその仕組みを構築していきます。

基本目標



2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域のつながりが希薄化している現代社会において、地域が保護者に寄り添うことで、保護者の孤立感や負担感が緩和されるよう、地域全体で子育て支援に取り組みます。

基本目標



3 思春期の保健対策の充実

青少年の健全な育成を推進するため、教育機関等と連携を図り一人ひとりの状況に応じた支援に取り組みます。

基本目標



4 全ての家庭が安心して子育てできる環境づくり

専門的な支援や配慮を必要とする子どもに対し、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関や専門家と連携を図り、継続的な支援に取り組みます。

基本目標



5 支援を必要とする子どもを守る体制づくり

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されないよう、生活環境の整備や教育の機会均等など子どもの貧困対策に取り組みます。

※「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味します。福祉先進国のフィンランドでは各地にネウボラという施設があり出産前の健康診査から子どもが学校に行くまでの全ての相談や支援をしています。

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

17の目標は次のとおりです。



本計画の基本目標との関係性は次のとおりです。

基本目標1

妊娠・出産期から、親子の成長への
切れ目のない支援



基本目標2

子どもの健やかな成長を見守る
地域づくり



基本目標3

思春期の保健対策の充実



基本目標4

全ての家庭が安心して子育て
できる環境づくり



基本目標5

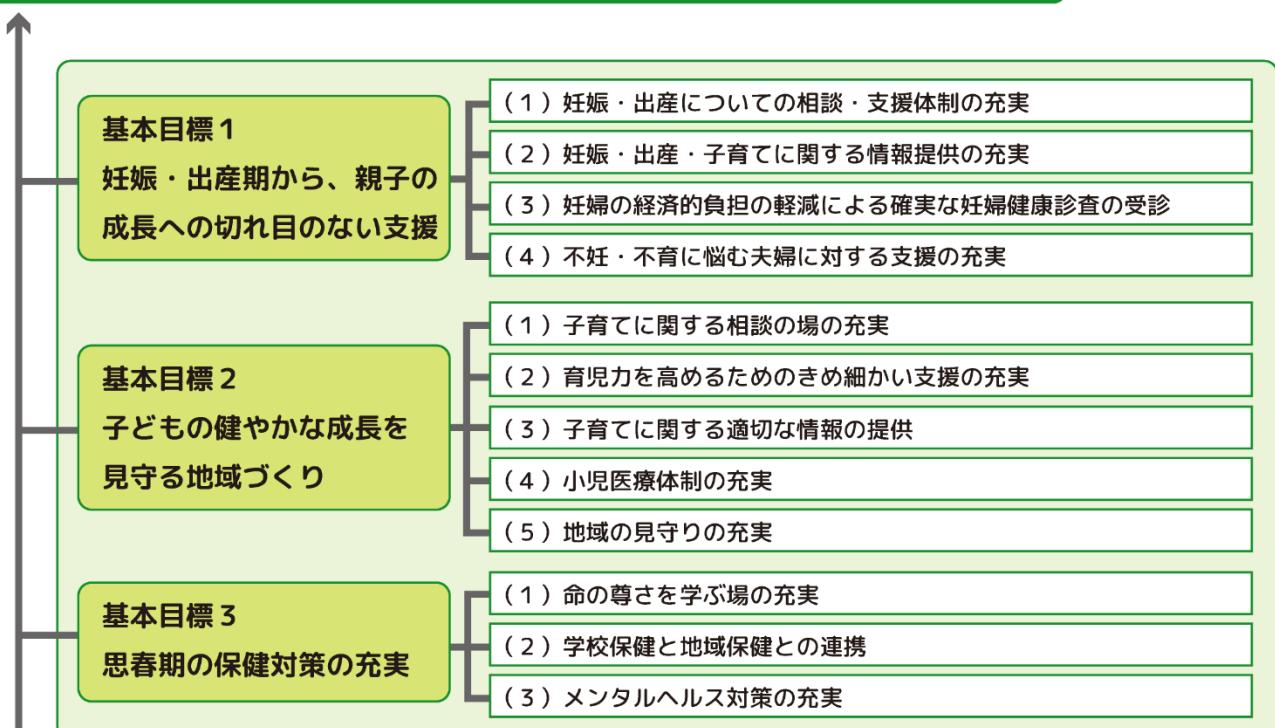
支援を必要とする子どもを守る
体制づくり



4 施策の体系

基本理念

**安心して子どもを産み、喜びと責任をもって
子育てができるより良い環境づくり**



法定計画（任意記載事項）

基本目標4 全ての家庭が安心して子育てできる環境づくり	(1) 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県等との連携 (3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携
---------------------------------------	---

《新規》子どもの貧困対策についての計画

基本目標5 支援を必要とする子どもを守る体制づくり	(1) 生きる力を育む教育環境の整備 (2) 安心して過ごせる成育環境の整備 (3) 保護者の自立に向けた環境の整備 (4) 生活基盤の安定に資する経済的支援 (5) 子どもの貧困に関する指標
-------------------------------------	--

第4章 施策の展開

基本目標1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目のない支援

(1) 妊娠・出産についての相談・支援体制の充実

①安心して妊娠・出産ができる環境づくり

現状・課題

妊娠中から保健師及び助産師等の専門職と顔の見える関係を大切にし、妊産婦の不安軽減、子育てに関する保健指導及び支援に努めていますが、家族関係の複雑化、生活様式の多様化等の背景から、今後もより丁寧に取り組んでいく必要があります。

また、里帰りをしている場合にも自治体間で連携を図り、引き続き訪問が受けられることを周知する必要があります。

取組みの方向性

妊産婦の不安軽減や心身の健康管理、産後の経過確認、新生児等の健全育成を促進するよう努めます。

事業名	事業内容	担当課
妊産婦新生児 (未熟児を含む) 訪問指導事業	<ul style="list-style-type: none"> 主に出生連絡票の提出による情報を基に、原則第1子及び専門職の訪問が必要な家庭を対象とする。最長4か月児健康診査受診までの間、妊産婦及び新生児、未熟児を含む乳児のいる家庭に、助産師又は保健師が訪問を実施する。 日常生活全般における保健指導及び相談等を行い、妊産婦の不安軽減や健康管理、産後の経過確認、新生児の健全育成を促進する。市外に里帰り、あるいは市外から里帰りしている場合にも、自治体間で連携して実施する。 出産後だけでなく、妊娠中に支援が必要な妊婦に、出産に向けた準備等のため、家庭訪問を実施する。 	こども家庭支援課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児のいる家庭(第2子以降で妊産婦新生児訪問を実施していない家庭)を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴するとともに、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境の把握を行う。 	こども家庭支援課
養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職又はホームヘルパーが訪問し、専門的支援又は育児家事援助を行う。 	こども家庭支援課

②安心して子育てできる環境づくり

現状・課題

通常、出産した病院で行われる子どもの1か月児健康診査を終了し、おおむね生後4か月までの母子を対象に、市直営の産後ケア事業（日帰り型）を令和元年度から開始しています。

妊産婦新生児訪問時の状況等から、事業参加による支援が望ましい母子を対象としており、事業周知等については実施状況を踏まえて検討する必要があります。

また、母子が事業に参加しやすいように、開催場所や回数、日帰り型だけでなく宿泊型の実施についても継続して検討する必要があります。

取組みの方向性

産後の心身ともに不安定で、子育てに戸惑いが大きい時期に、保健師及び助産師等の専門職が丁寧に対応することで、心身の安定と育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

また、民間事業者による事業実施も含め、国の動向を注視しながら事業の内容を検討していきます。

事業名	事業内容	担当課
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援として、産婦及び乳児に対する保健指導、育児相談を実施する。 ・母親が休息できる環境と、母親同士が交流する場を提供する。 ・昼食の会食を通じて、産婦に対する食育を支援する。 	こども家庭支援課

(2) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供の充実

①妊娠・出産・子育てにわたる必要な支援の調整と情報提供

現状・課題

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、家族関係の複雑さなどの背景から、妊産婦が周囲から十分な支援を受けることが難しくなっています。妊娠により初めて保健福祉センターに来庁する市民も多く、「子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から出産、育児までの支援を行う拠点であることを周知するための工夫が必要です。

また、個々に合った支援をより丁寧に行うには、妊娠中から子育てに関する事業の見直しや、関係課及び機関が連携を図るための体制整備が必要です。

取組みの方向性

妊娠期から出産、育児まで、妊産婦と乳幼児（胎児を含む）、その家族の健康の維持向上を図り、特に妊娠届出は、支援の入口に当たるため、対象者が安心を感じられる拠点として、母子保健コーディネーターを中心とした専門職と顔の見える関係を築けるよう努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センターに設置している子育て世代包括支援センターを拠点とし、妊娠届出時に、妊婦とその家族に対して面接を実施のうえ、母子健康手帳を交付する。その際、母子保健コーディネーターを中心とした専門職が対応することで、安心して妊娠期を過ごし、出産、子育てに向けた準備ができるよう、継続的に支援する。 ・事業参加を活用しながら、必要に応じて専門職、関係課及び機関等と連携し、妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援を丁寧に行う。 	こども家庭支援課

②妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の提供

現状・課題

おめでた家族教室は、妊娠・出産・子育てに必要な知識の習得だけではなく、産院で実施する機会が少ない父親への沐浴指導や妊婦体験により、夫婦で協力して親となる準備、赤ちゃんのいる生活をイメージするための一助となっており、食に関しては、気軽に参加しやすい試食を中心に実施するなど、妊娠期及び胎児期からの食育に努めています。

また、育児支援体制や行政サービス等、市独自の情報提供を得る機会であり、実生活に役立てられるような内容としていますが、対象者の参加意欲を高め、参加しやすい事業となるよう、さらに工夫が必要です。

取組みの方向性

妊娠・出産の時期を安心して過ごし、出産が迎えられるようにするために、妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・子育てに必要な知識や技術の習得ができるよう、支援につながる情報提供等を行います。

また、禁酒や禁煙の重要性や妊娠中の食生活等、胎児を健康に育み、低出生体重児を予防するために、妊婦とその家族の健康について普及啓発の充実を図るとともに、夫婦の協力を深め家族の機能を強化するため、妊婦の夫が参加しやすい事業体制を検討していきます。

さらに、子育て経験者からの情報を得ることや、他の家族との交流等により、子育てのイメージができるような取組みを進めていきます。

事業名	事業内容	担当課
おめでた家族教室 (父親母親教室) 及び祖父母教室	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦が心身ともに順調に過ごし、夫婦や家族で妊娠・分娩・産褥・育児等について知識や技術の習得をしながら、親となる自覚や役割について考え、参加者同士の交流を図る。 ・初めて祖父母になる方を対象に、育児不安を抱える夫婦の相談相手や育児支援ができるよう祖父母教室を実施する。 	こども家庭支援課

(3) 妊婦の経済的負担の軽減による確実な妊婦健康診査の受診

現状・課題

妊娠届出の際、妊婦健康診査等に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えていますが、県内外の実施状況を参考にし、助成額及び実施方法等の見直しや、産婦健康診査の実施等、母子の健康支援について検討が必要です。

取組みの方向性

妊婦と胎児の健康管理の重要性を十分理解することや費用の負担軽減を図ることにより、妊婦健康診査の定期受診や歯科健康診査を確実に受診できるようにします。

また、必要に応じて医療機関と連携し、妊産婦支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康診査費用及び 妊婦歯科健康診査費用 助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦と胎児の健康管理を図るため、妊娠中 14 回の妊婦健康診査費用と、1 回の歯科健康診査費用について助成する。 ・里帰り出産等の場合、妊婦健康診査費用については償還払いの取扱いを実施する。 	こども家庭支援課

(4) 不妊・不育に悩む夫婦に対する支援の充実

現状・課題

不妊症及び不育症に悩む夫婦は、高額な治療を継続して受けている現状があり、治療費負担への不安に対する支援を行うことが必要です。

取組みの方向性

妊娠を望み、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）や不育症治療を受けている夫婦に治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

事業名	事業内容	担当課
特定不妊治療費及び 不育症治療費助成事業	・不妊症及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	こども家庭支援課

基本目標2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

(1) 子育てに関する相談の場の充実

①育児不安の解消

現状・課題

育児に不安のある保護者や、相談できる支援者がいない保護者に対し、保健師、家庭相談員等が相談に応じています。

また、出生数が減少する中、支援者がいない、育児不安があるなど、支援を必要とする親子は増加傾向にあるため、相談者には家庭訪問・電話相談・所内面接等で保健師、助産師等が対応し、職員間で個別の支援方法について検討する機会を持ち、相談体制の充実を図っています。今後は、児童福祉分野とも情報共有する場を設定し、スムーズな連携を図るとともに、引き続き丁寧にかかわっていく必要があります。

取組みの方向性

子ども家庭総合支援拠点の設置により、保護者及び相談機関からの相談に対し、専門的、継続的な支援を行っています。

また、子育て世代包括支援センターでは、乳幼児健康診査等の事業を活用しながら、家庭訪問・電話相談・所内面接等で相談に対応し、家族の個別性を配慮しながら継続的な育児支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
こども相談事業	・18歳未満の子どもに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。	こども家庭支援課
乳幼児の健康相談	・子どもの成長を確認し、日頃の心配や悩みを相談しやすい体制とし、相談者には家庭訪問・電話相談・所内面接等で保健師、助産師等が個々に合った支援を実施する。	こども家庭支援課

②子どもの疾病や障害の早期発見

現状・課題

各月齢・年齢の健康診査は、いずれも高い受診率となっていますが、未受診者が一定数あることから、その対策に努めるほか、受診の必要性が理解されるよう、普及啓発の方法に工夫が必要です。

また、子育て中のほとんどの親子が来院する機会となっており、受診したことでの子どもの成長を喜び、自信を持って子育てできるよう、効果的な知識の普及啓発、支援の場として活用していく必要があります。

4か月児健康診査は出産後、市による初めての健康診査であり、きょうだいと同行している場合にも保護者は緊張や戸惑いを持つことが多いため、保護者が安心して受診することにつながるよう、今後も民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携することが必要です。

さらに、乳幼児健康診査未受診者の中には、育児不安や養育上の問題を抱えている場合もあるため、適切に対応する必要があります。

取組みの方向性

変化する社会的背景を踏まえ、専門多職種との連携により、子どもの疾病や障害の早期発見、各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認、むし歯を含む疾病や事故予防に努めます。

また、保護者の育児不安を解消し、自信を持って子育てができるよう、個々に合った支援を行い、児童虐待の予防と早期発見等の対応に努めます。産前から産後にかけて特に支援を要する家庭について、引き続き地区担当保健師が対応することで、必要に応じて関係機関と連携を図り、より良い支援につなげよう努めます。

4か月児健康診査会場では、先輩ママやシニア世代に当たる、民生委員・児童委員が社会福祉協議会の協力のもと、サロンを設置し、きょうだい児の対応や地域情報を提供します。

対象月未受診者に対しては、受診勧奨通知や電話、訪問により、受診勧奨、状況把握と子どもの安全確認を行い、全数把握に努めます。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの疾病や障害の早期発見、各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認、むし歯を含む疾病や事故予防等育児に必要な知識の普及啓発を図り、保健、栄養等の相談に応じるほか、育児支援の場として実施する。 ・4か月児健康診査の会場入口で、先輩ママやシニア世代に当たる、民生委員・児童委員が社会福祉協議会の協力のもと、サロンを設置し、きょうだい児の対応や地域情報を提供する。 <p>【集団方式】4か月児健康診査、7か月児健康診査、 1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、 3歳6か月児健康診査</p> <p>【個別方式】1歳児健康診査</p>	こども家庭支援課

③多職種と連携した個別相談

現状・課題

乳幼児経過検診では、健康診査等で経過観察を必要とする親子に対し、予約制で、個別に、より丁寧に対応していますが、発育・発達や子育てに関する悩みがある親の不安や負担感は強く、継続した支援が必要です。

取組みの方向性

身体や精神発達、食を含む日常生活に係る多様な悩みに対し、多職種と連携した個別相談を定期的に実施することで、成長・発達に対する相談を充実していきます。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児経過検診 (ニコニコきっず相談)	・乳幼児健康診査等で経過観察を必要とする親子に対し、医師、管理栄養士、心理相談員、保健師による個別相談を実施する。	こども家庭支援課

④子育てサロンにおける相談

現状・課題

子育てサロンは、公民館等を活用して民生委員・児童委員や地域のボランティアが主体となって、就園前の子どもを持つ保護者同士が交流する場を提供しています。育児に関する相談のニーズもあるため、身近な環境にある子育てサロンに、保健師や管理栄養士等が出向き、相談できる場に協力していくことが必要です。

取組みの方向性

身近な地域で開催している子育てサロン等に出向くことで、気軽に保護者が相談できるようにし、育児不安の解消を図ります。

また、子育てサロンを主催する支援者とその地域に合った子育て支援について情報共有し、連携に努めます。

事業名	事業内容	担当課
地域における育児相談事業	・保健師や管理栄養士等が子育てサロンに出向いて、参加している保護者からの子育てについての心配や悩みに対応し、助言や情報提供を行う。	こども家庭支援課

⑤保護者同士の交流の場の充実

現状・課題

市内8箇所の「ぽけっと21」等では、就園前の子どもとその保護者が、気軽に集い、交流を図ることで、情報交換や気分転換、育児の悩みや疲れを緩和することができます。

また、常駐の子育て支援アドバイザーのきめ細かい気遣いにより、気軽に相談ができる場となっています。

コミュニティ保育では、就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育活動を行い、子どもの協調性、社会性及び感受性を養うとともに、保護者同士の交流の場となっています。

取組みの方向性

就園前の子どもとその保護者が気軽に集い、交流を図り、育児相談ができる場を、身近で気軽に行ける地域に設置し、子育てに対する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消に努めます。

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業 (ぽけっと21等)	・就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる交流の場を提供し、育児についての情報交換や子育て支援アドバイザーによる相談・助言等を行う。	子育て総務課
コミュニティ保育事業	・就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育士の助言を受けながら、児童館や公園等で活動しているコミュニティ保育グループが、継続して安定した運営ができるよう支援する。	子育て総務課

(2) 育児力を高めるためのきめ細かい支援の充実

①子育てに役立つ知識の普及啓発や情報提供

現状・課題

目指せイクメン講座では、乳児期に必要な知識の普及啓発や、情報提供及び親子のふれあいの大切さについて、父親が体験を通して学べるような工夫を図っており、子育てに関心の高い参加者が多い状況です。さらに多くの父親が子育てに関心を持ち、参加しやすい事業となるように検討が必要です。

取組みの方向性

親自身が楽しくいきいきと生活できることや、育児を通して子どもとともに成長できることを目指します。親子のふれあいの大切さについて体験を通して学び、特に父親の意識の向上を促し、家族の育児力を高められるよう支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
目指せイクメン講座	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期に必要な知識の普及啓発や情報提供を行い、親子のふれあいの大切さについて体験を通して学び、特に父親の意識の向上を促すことを目的とし、土曜日に開催する。 ・おめでた家族教室（土曜日開催のみ）の参加者同士の交流時間を設ける。 	こども家庭支援課

②離乳食に対する不安の軽減

現状・課題

初めての離乳食に対する親の不安を軽減し、家庭で楽しく食育ができるよう支援をしていく必要があります。

取組みの方向性

個々の発達に合わせた離乳食のあり方についての理解や認識を深め、食生活の支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
離乳食セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食べる意欲、消化吸収等の身体の発達、情緒の発達、発語等を促すため、食事の大切さを伝え、食育を支援する。 	こども家庭支援課

③食事や育児への不安やストレスの軽減

現状・課題

食事や育児への不安やストレスを軽減し、家庭で楽しく食育ができるように支援をしていく必要があります。

取組みの方向性

幼児期における望ましい食生活についての理解や認識を深め、子どもを含めた家族全体の食生活改善を促し、共食を通じた食支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
幼児食と歯のセミナー	・食を通じてむし歯予防を啓発し、子どもの食べる意欲、身体、情緒、ことばの発達を促す食事の大切さを伝え、食育を支援する。	こども家庭支援課

④一人ひとりの個性に応じた子育て支援

現状・課題

育てにくさのある子どもを抱えていたり、あるいは自身が出産するまで幼い子どもとふれあう経験が少なかったことなどを背景として、育児不安を持つ親の負担感は強く、保健師等の専門職による支援が必要です。

取組みの方向性

他の子育て家族や専門職と一緒に子どもの発達に合わせた遊びやかかわりを体験しながら、適宜相談ができるよう、親子の個性に合わせた支援事業を行います。

事業名	事業内容	担当課
親子育児教室	・集団の特性を生かし子どもの発達に合わせた遊びやかかわり、相談を通じて親子支援を行う。	こども家庭支援課

⑤健康診査の場を活用した子育て支援の充実

現状・課題

ブックスタート事業では、健康診査に来ることができない、あるいは保健師等の訪問も受けていない親子への実施が課題です。継続して支援するため、図書館等への来館を促す事業や方法等を検討する必要があります。

取組みの方向性

赤ちゃんに合わせ、贈る本の内容を充実させ、さらに、親子で本を読むことの大切さを伝える時間として、図書館の利用を案内します。そのため、親子で安心して利用できる受入れ態勢を整えます。

事業名	事業内容	担当課
ブックスタート事業	・7か月児健康診査において、絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を贈呈し、親子のふれあいを支援する。	図書館

(3) 子育てに関する適切な情報の提供

①就学前の子どもを対象にした食育

現状・課題

認定こども園、幼稚園及び保育所等において、対象を拡大しながらより多くの子どもへ食育を実施しています。子どもや保護者の意識を高め、実践意欲を育むよう継続して支援していくことが必要です。

取組みの方向性

引き続き各園と連携し、食育キャラクターを活用して子どもや保護者が楽しみながら望ましい生活習慣づくりができるよう支援します。

事業名	事業内容	担当課
認定こども園、幼稚園、保育所等における楽しい食育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・食育キャラクターを活用し、就学前の子どもを対象に「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝える食育を実施し、就学までの子どもの健やかな成長・発達への切れ目のない継続した支援を行う。 ・併せて、保護者へ「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝え、子育てを支援する。 	こども家庭支援課

②はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）

現状・課題

庁内会議及び外部委員で組織する食育推進委員会を開催し、プランの進行管理を行っています。

また、食育の実践に結びつくよう、食への関心や理解をさらに深めていく必要があります。

取組みの方向性

市民一人ひとりが主体となって食育に取り組んでいけるよう、関係課等と連携しながら推進体制の維持向上を図ります。

事業名	事業内容	担当課
はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの進行管理や、プランに基づく食育事業により、子育て支援の充実を図る。 	こども家庭支援課

(4) 小児医療体制の充実

①感染症の予防

現状・課題

感染症の予防に関して、予防接種が果たしてきた役割は極めて大きいと言えますが、現在は、個人の健康の保持増進を図る面を重視した勧奨接種となっています。子宮頸がん予防ワクチン以外は、感染症予防のため、積極的に推進する必要があります。

取組みの方向性

接種率向上のため、引き続き接種勧奨を行うとともに、感染症の流行等については、国の方針（予防接種法の改定を含む。）に基づき、他自治体の情報収集をしながら対応に努めます。

事業名	事業内容	担当課
予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病予防のため、予防接種法に基づく予防接種を実施し、接種勧奨を行う。 ・感染症の流行等については、国の方針（予防接種法の改定を含む。）に基づき、他自治体の情報収集をしながら対応する。 	こども家庭支援課

②小児医療費の助成

現状・課題

子どもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、保険適用となる医療費の自己負担分を助成しています。現在、中学生までを対象とし、就学前の子どもには所得制限はありません。

取組みの方向性

引き続き、保険適用を受ける自己負担分を助成します。

また、助成制度の拡充等については、近隣自治体の状況や社会情勢を見極めていきます。

事業名	事業内容	担当課
小児医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、入院・通院にかかる費用の保険適用を受ける医療費自己負担分を助成する。 	子育て総務課

③小児救急医療体制の整備

現状・課題

全ての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関と連携し、365日の小児救急医療体制を確立しています。

取組みの方向性

救急医療機関が迅速に患者を受け入れることができるよう、本市だけでなく、近隣の市町村、県、医療機関及び医師会と連携・協力し、小児救急医療の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
小児救急医療体制整備事業	<ul style="list-style-type: none">休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受け入れ態勢を整え、実施する。入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施する。	健康づくり課

(5) 地域の見守りの充実

①子どもの居場所づくり

現状・課題

児童館では、心身ともに健やかな子どもを育成するため、地域と連携して特色ある事業を実施していますが、施設の老朽化に伴い、自治会館や公民館に機能を移転する必要があります。

また、子どもの居場所づくりに取り組む市民団体等を支援し、地域交流を推進していますが、活動地域が限られており、参加できる子どもが限られてしまうことから、他地域でも機運が醸成されるようにしていくことが必要です。

取組みの方向性

自治会館の建て替え等に伴い、開放型自治会館として児童館機能を兼ね備えたコミュニティの拠点づくりを推進します。

また、子どもの居場所づくりの取組みが市内で広がるよう、市民団体等と連携しながら啓発を図ります。

事業名	事業内容	担当課
児童館事業	・各館で地域に残る伝統行事等の特色を生かした事業を企画し、自治会、長寿会、子ども会及び青少年指導員等の協力を得て、農業体験、クリスマス会、七夕飾り作り、月見団子作り、卓球大会、児童館まつりなどの事業を実施する。	こども育成課
子どもの未来応援事業	・全ての子どもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、運営費の一部を補助し、継続して安定した運営ができるよう支援する。	子育て総務課

②青少年の健全育成に関する支援

現状・課題

社会環境の急激な変化に伴い、子どもの意識も多様化・複雑化する中で、不登校や少年非行等の問題行動に対する適切な指導が求められています。

取組みの方向性

子どもが社会から孤立して不登校や非行に走ることのないよう、日頃からコミュニケーションの場である地域の活動を活発にするとともに、相談・指導を行い、地域全体で子どもを見守る社会づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
青少年非行防止	・非行防止のための啓発パンフレットの作成・配布及び声かけ運動の実施、青少年に有害な社会環境の実態調査や巡回街頭指導を行い、環境浄化に向けた取組みを推進する。	こども育成課
地域・団体活動の推進	・地域における子どもたちの活動をより活発にし、子どもたちにとって魅力ある地域づくりの推進を図るために、青少年育成団体に対する支援体制の一層の充実に努める。	こども育成課

③地域の教育・文化活動の充実

現状・課題

かみ放課後子ども教室では、上公民館において、市立上小学校の児童を対象に、ボランティア指導者により勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施していますが、今後はボランティアの指導や育成について検討することが必要です。

取組みの方向性

継続してボランティアや関係団体等と連携し、子どもたちとともに交流活動を行うことを通じて、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
かみ放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> 放課後の安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）の確保を図り、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを継続する。 	生涯学習課

④教育・技術指導を行う団体への支援

現状・課題

子育て支援の一環として、子どもに対し、学習・教育若しくは技術に係る指導を行う団体が、公共施設等を使用する際の費用負担を軽減し、継続的な活動を支援しています。

取組みの方向性

市広報やホームページ等により利用者へ広く周知を図り、引き続き制度の浸透と利用促進に努めます。また、利用状況を把握するとともに、今後の公共施設のあり方を踏まえた施設使用料の見直しと合わせて効果等を検証し、必要に応じて見直しを図ります。

事業名	事業内容	担当課
はだのっ子応援券交付事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを対象とした学習・教育若しくは技術に係る指導行為又はその成果の発表を目的とした公共施設の専用利用及び庭球場の個人利用について、応援券を使用することで施設使用料の半額を減免する。 	行政経営課

基本目標3 思春期の保健対策の充実

(1) 命の尊さを学ぶ場の充実

現状・課題

赤ちゃんふれあい体験では、中学生が、赤ちゃんとの接し方等の講座を聴き、その後に参加する乳児健診査や離乳食セミナー等の事業の中で、赤ちゃんを抱いたり、母親から話を聞いたりすることで、命の尊さを感じ、親に対する感謝の気持ちが表出されています。夏休み期間を活用し、実施していますが、参加人数を増やすために、効果的な周知が必要です。

取組みの方向性

市内の各中学校と連携を図りながら、より多くの子どもが体験できるよう努めます。

事業名	事業内容	担当課
赤ちゃんふれあい体験	・命の尊さを学び、親と子の関係を考え、自分自身を見つめ直す機会とするため、中学生が赤ちゃんとふれあう体験を実施する。	こども家庭支援課

(2) 学校保健と地域保健との連携

①喫煙防止教育

現状・課題

市内の各小中学校に広く周知し、より多くの学校で健康教育を実施する必要があります。

取組みの方向性

市内の各小中学校の児童・生徒だけでなく、保護者も含め、より多くの学校で喫煙防止教育を推進します。

事業名	事業内容	担当課
喫煙防止教育	・依頼のあった市内の各小中学校の児童・生徒、P T A活動等の保護者を対象にタバコの危険性を伝える。	健康づくり課

②薬物乱用防止教育

現状・課題

薬物乱用防止教育を推進していくため、学校だけでなく、各関係機関と連携した活動が繰り返し必要です。

取組みの方向性

今後も薬物乱用防止教室等で「正しい知識の習得」、「薬物乱用を絶対に許さないという意識の高揚」、「誘惑を断る勇気」、「自分を大切にする心の育成」が図れるよう取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
薬物乱用防止教室	・市内の各小中学校において、県の「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業」等を活用し、県警の少年相談員や青少年相談員等を講師として依頼し、講演会や学習会を開催する中で児童・生徒に啓発を行う。	教育指導課

(3) メンタルヘルス対策の充実

現状・課題

様々な要因により登校しない、あるいは登校したくともできない状態で30日以上欠席する児童・生徒の数は、全国的に増加しており、本市でも同様の傾向となっています。

その要因としては、「不安傾向がある」が一番多く、次に「無気力の傾向がある」となっており、主に成長期の様々な環境の変化などに起因していることから、家庭や医療心理との連携したメンタルヘルス対策が重要となってきています。

取組みの方向性

基本目標2で展開している子ども相談事業に加えて、学校教育にかかわる悩み等に対しての相談体制をさらに強化するため、新たに訪問型個別支援教室に電話等の相談窓口を設置し、必要に応じて臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携を図りながら相談支援を実施していきます。

事業名	事業内容	担当課
訪問型個別支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒を対象として、支援員が各家庭を訪問して一人ひとりの特性に応じた活動を一緒にを行うことで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身に付け、学校や新たな学びの場への復帰を目指すための支援を行う。 ・ 児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口及び内容に応じた関係機関等と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行う。 	教育指導課 教育研究所
スクールソーシャルワーカー活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。 	教育指導課 教育研究所
スクールカウンセラー等配置活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして、各中学校区に週1~2回派遣し、学校の教育相談体制の中で、学校外の専門家として、児童・生徒、保護者、教職員に対し、専門的見地から、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行う。 	教育指導課

基本目標4 全ての家庭が安心して子育てできる環境づくり

(1) 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

現状・課題

待機児童が発生している状況において、保護者が保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、育児休業からの職場復帰を早めたりする現状があります。

取組みの方向性

母子保健コーディネーターと連携し、情報を共有しながら、保育の希望をはじめ、子ども・子育てのあらゆる相談に応えることが可能となることを目指し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、産後休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の整備を計画的に進めるとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化します。

さらに、民間保育所等において、保育士の不足による待機児童の発生を防ぐため、保育士の就労を支援します。

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ)	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。 母子保健コーディネーターと連携して情報の共有を図り、個々の状況に応じてきめ細やかに対応する。 	保育こども園課
施設整備の支援 (認可保育所等の新・増設)	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設としての機能を十分に果たすため、施設等の老朽化や定員の拡大に対応する施設整備について支援する。 	保育こども園課
保育士の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 市内の民間保育所等における保育の実施に必要な保育士を確保するため、保育士の就労を支援する。 	保育こども園課

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県等との連携

①児童虐待防止

現状・課題

育児を精神的負担と感じたり、不安になったりすることは、特別なことではなく、誰でもなり得ることであると認識し、子育てをする全ての家庭を対象にした、幅広い子育て支援を充実させる必要があります。

相談件数は毎年増加しており、その内容が複雑かつ深刻化しているため、相談員等の資質の向上を図り、より専門的、継続的に子どもとその保護者等を支援していく必要があります。

児童虐待の「発生予防」、「早期発見・対応」、「子どもとその保護者等への支援」の強化が必要です。

取組みの方向性

新たに設置した「子ども家庭総合支援拠点」を充実させ、総合的に子ども家庭支援全般に係る業務、関係機関との連絡調整及び要保護児童等への支援業務を行います。

また、秦野市要保護児童対策地域協議会の活用により、関係機関との連携強化を図り、より専門的、継続的な支援の実施に努めます。

事業名	事業内容	担当課
こども相談事業 (子ども家庭総合支援拠点業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子どもに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。 ・秦野市要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携を通して、要保護児童等を支援する。 	こども家庭支援課
親支援講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の発生を未然に防ぐため、親と子が良好な関係を築き、子どもとのコミュニケーションの方法を学ぶ講座「楽しい子育て講座」や子育て支援に関する活動に携わっている人を対象とした「保育・教育関係者のためのスキルアップ研修」を行う。 	こども家庭支援課

②ひとり親家庭の自立支援

現状・課題

ひとり親家庭の早期自立を目指し、資格を生かした就職につながるよう、継続して支援していくことが必要です。

取組みの方向性

ひとり親家庭の早期自立を目指し、就労に向けて能力を啓発したり、資格を取得するための費用負担を軽減することで、就業や求職活動を支援します。

事業名	事業内容	担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の自立を促進するため、スキルアップを支援する。ひとり親家庭の母又は父が、雇用保険制度の教育訓練給付の講座を受講し、終了した場合に経費の一部を支給する（雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金の有無により、支給割合が異なる）。 	子育て総務課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の母又は父が、就職に役立つ資格を取得し、生活の安定を図ることができるように支援する。 養成機関で1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者に一定額を支給する。 	子育て総務課

③障害のある子どもの支援及び相談

現状・課題

支援を必要とする子どもが、必要とする時期に支援を円滑に受けられるよう、実施体制を整える必要があります。

取組みの方向性

障害のある子どもの健全な育成を目指すデイサービス事業や、ことばの相談事業の相談・訓練では、日常生活への適応を目指した取組みを進めていくとともに、肢体不自由児への対応や、教育委員会等と連携し、就学後も参加できるような事業の実施についても検討します。

また、夏休みなど、長期休業中のデイサービスについては、民間事業所等と連携して情報交換を図りながら、適切な対応を心がけます。

さらに、障害のある子どものいる家庭へ適切な支援を行うため、保健・医療と連携し、保護者のニーズを的確にとらえる相談業務の拡充を図るとともに、その中で、専門家等によるカウンセリングの実施も検討します。

事業名	事業内容	担当課
障害児デイサービス事業 (たんぽぽ教室)	<ul style="list-style-type: none"> 発達の遅れや障害の疑いがある就学前の子どもに対し、心身の発達を促し、機能回復を図るため、個々の状況に合わせた訓練指導を行うとともに、保護者への指導・助言を合わせて行う。 	障害福祉課
ことばの相談室	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子ども（健常児・障害児）を対象に、言葉の発達上の問題及び精神発達上の問題について、相談・指導・訓練を行う。 	障害福祉課
障害児早期療育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもを対象に、障害の早期発見及び早期療育事業の推進のため、関係機関等が早期に連携を保ち、総合的に処遇を図る。 療育相談員が、発達に心配のある子どもの生活上の相談を受け、不安の解消を図る。また、必要に応じて関係機関等へのコーディネートを行う。 早期療育事業推進会議を運営する。 	障害福祉課

④統合保育・教育

現状・課題

集団生活の中で個別の支援が必要な子どもの増加に伴い、認定こども園、幼稚園及び保育所においては、加配対応等、教育・保育事業の適切な提供が求められています。

また、保護者の了解を得て、定期的に園に出向き、巡回相談及び観察保育を実施していますが、個別の支援が必要な子どもが増加しており、各園における事例への支援体制を整える必要があるため、心理士等を講師として招き、療育的な視点での指導を取り入れながら、幼稚園教諭、保育教諭及び保育士の資質向上に努めています。

取組みの方向性

障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちがともに学び、ともに育つ場として、必要に応じて民間事業者との連携と情報交換を図りながら、認定こども園、幼稚園及び保育所で統合保育・教育を引き続き実施します。

また、個別の支援が必要な就学前の子どもに対し、適切な支援ができるように取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
統合保育・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活の中で、個別の支援が必要な就学前の子どもに対し、統合保育・教育を実施する。 ・早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を推進する。 	障害福祉課 保育こども園課 教育総務課 教育指導課
巡回相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援を必要とする就学前の子どもの保育にかかる幼稚園教諭、保育教諭及び保育士の指導方法の改善・充実を図るため、専門職員に依頼し、助言を受ける。 	障害福祉課 教育指導課

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

①働き方の見直しを促進する啓発活動

現状・課題

育児や介護との両立等働く方のニーズの多様化に直面し、仕事と家庭の両立ができるよう雇用環境の改善を促進することが求められています。このため、労働者や事業者はもとより多様な働き手が「働き方の見直し」に対する意識の醸成を高めることが必要です。

取組みの方向性

国や県が実施する各種啓発事業の周知を図ります。

事業名	事業内容	担当課
労働者福祉対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 労働者及び事業者並びに一般市民を対象に、労働講座を開催し、労働問題に関する知識の習得や理解を深めるとともに、相互信頼を基礎とする労使関係の確立を図る（県かながわ労働センター、秦野商工会議所と共催）。 	産業振興課

②女性の就業支援

現状・課題

結婚や出産を機に退職する女性が多い中、子育て後に再び求職活動やキャリア形成を図りたい女性を支援するための取組みが必要です。

取組みの方向性

「秦野市ふるさとハローワーク」において、求職者に対して職業相談、職業紹介等を実施するほか、求職者カウンセリングにおいて、女性専用相談日を設置し、求職者の円滑な就業を支援します。

また、就労に関する各種相談会等の周知を図ります。

事業名	事業内容	担当課
求職者就職支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 求職者の求職活動とキャリア形成を支援するため、適職発見、求人情報の活用方法、プレゼンテーション方法、面接トレーニング等を内容とした求職者カウンセリングを実施する。 女性専用相談日を年4回実施する。また、保育ボランティアの協力による保育を毎月1回実施する。 	産業振興課

基本目標5 支援を必要とする子どもを守る体制づくり

(1) 生きる力を育む教育環境の整備

現状・課題

全ての子どもが質の高い教育を受けられるようにする必要がありますが、養育環境の違いや、教育に関する費用が家庭の負担となるなどの理由から、家庭における学習環境、就学の機会や選択肢に格差が生じています。

取組みの方向性

全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの進学率の上昇や職業の選択肢を増やし、所得の増大につながります。未来の担い手を育成するという観点から、学資の援助、学習の支援等、子どもの教育のために必要な支援を行います。

また、進学や就職に対する意欲や意識が向上するよう相談事業の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
就学援助	・学校教育法に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費等の支援を行う。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	・教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学級への就学という事情をかんがみ、特別支援学級に就学する児童・生徒に必要な支援を行う。	学校教育課
学習支援事業	・生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学校1年生から高校3年生までを対象として、教員OB・OG、学生ボランティアの学習支援員による個別の学習指導や進路相談を行う。	生活援護課
訪問型個別支援事業【再掲】	・様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒を対象として、支援員が各家庭を訪問して一人ひとりの特性に応じた活動を一緒にを行うことで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身に付け、学校や新たな学びの場への復帰を目指すための支援を行う。 ・児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口及び内容に応じた関係機関等と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行う。	教育指導課 教育研究所

事業名	事業内容	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。 	教育指導課 教育研究所
スクールカウンセラー等配置活用事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして、各中学校区に週1～2回派遣し、学校の教育相談体制の中で、学校外の専門家として、児童・生徒、保護者、教職員に対し、専門的見地から、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行う。 	教育指導課
はだのっ子応援券交付事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを対象とした学習・教育若しくは技術に係る指導行為又はその成果の発表を目的とした公共施設の専用利用及び庭球場の個人利用について、応援券を使用することで施設使用料の半額を減免する。 	行政経営課

(2) 安心して過ごせる成育環境の整備

現状・課題

全ての子どもが、安心して過ごせる居場所づくりを展開し、地域全体で子どもを見守る意識を醸成していく必要があります。

また、支援制度に対する認識の希薄な保護者に対しては、周囲が支援の必要性に気づき、課題を早期に把握したうえで、適切な支援につないでいく必要があります。

取組みの方向性

全ての子どもや保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要であるため、健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進に向けた支援を推進します。

事業名	事業内容	担当課
子どもの未来応援事業 【再掲】	・全ての子どもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、運営費の一部を補助し、継続して安定した運営ができるよう支援する。	子育て総務課
母子・父子自立支援員の設置	・ひとり親家庭等の保護者を対象に、各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じる。	子育て総務課
自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの地域福祉総合相談センター「きゅっち。」で相談者の状態に応じた包括的な相談支援を無料で実施する。 ・経済的困窮や就労に関する相談、子どもがいる世帯の養育、子の健康、環境の不安等の相談に対し、個別面談を実施する。 ・相談の中から、学習支援を必要かつ希望する子どもがいる場合は、生活援護課で行っている学習支援へつなげている。 ・福祉教育担当職員を通じ、小中学校の教員向けに相談支援について周知する。 	生活援護課 社会福祉協議会
ハートフルサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯の負担軽減や育児不安の解消、児童虐待防止の一端として、要望のある世帯をホームヘルパーが訪問し、食事づくり、掃除、沐浴等の支援及び助言等を行う。 ・世帯所得の状況等に応じて利用料を減免する。 	社会福祉協議会

(3) 保護者の自立に向けた環境の整備

現状・課題

親が正規雇用を希望しても学歴や資格等を理由に不安定な雇用形態を選ばざるを得ないケースが多くあり、子どもの生活環境や就学等に支障が生じることがあります。

また、職を得るにとどまらず、仕事と両立して安心して子育てができる労働環境を確保する必要があります。

取組みの方向性

親が働いて収入を得ることは、生活の安定を図るうえで重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心を育むことができます。しかし、親自身の状況やその置かれている環境から、就労の機会や十分な収入が得られないことも多いため、その状況等に応じた支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の自立を促進するため、スキルアップを支援する。ひとり親家庭の母又は父が、雇用保険制度の教育訓練給付の講座を受講し、終了した場合に経費の一部を支給する（雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金の有無により、支給割合が異なる）。 	子育て総務課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の母又は父が、就職に役立つ資格を取得し、生活の安定を図ることができるように支援する。 養成機関で1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者に一定額を支給する。 	子育て総務課

(4) 生活基盤の安定に資する経済的支援

現状・課題

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、世帯所得の状況等に応じて各種手当、給付等を実施していますが、必ずしも、子どもに対する効果的な支援として、十分に行き届いていない場合があります。

取組みの方向性

子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であるため、生活保護、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用を促進するための相談支援体制の整備を推進します。

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当給付事業	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、世帯所得の状況等に応じて手当を支給する。	子育て総務課
養育者支援金給付事業	・父又は母に養育されていない子どもを養育している養育者が、公的年金を受給しているために、児童扶養手当を受給できない場合に支援金を支給する。	子育て総務課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	・ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、県が行っている修学資金等各種資金の貸付制度の相談や申請を支援する。	子育て総務課
ひとり親家庭等医療費助成事業	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、子ども及び母（父）の入院・通院にかかる保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成する。	子育て総務課
上下水道料金等の減免	・ひとり親家庭等の水道料金及び公共下水道使用料の基本料金を世帯所得の状況等に応じて減免する。	子育て総務課
未熟児養育医療費助成事業	・出生時の体重が2,000g以下又は生活力の虚弱な乳児が指定医療機関に入院した時の費用を給付する。	こども家庭支援課
認定こども園、保育所等の保育料の減免	・幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児までの保育料を世帯所得の状況等に応じて減免する。	保育こども園課
認定こども園、幼稚園、保育所等の給食費等の減免等	・認定こども園、幼稚園及び保育所等に入所する3～5歳児までの給食費等を世帯所得の状況等に応じて減免、助成又は補足給付する。	保育こども園課 学校教育課
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	・ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を世帯所得の状況等に応じて助成する。	子育て総務課
病後児保育事業利用料の免除	・病後児保育事業の利用料を世帯所得の状況等に応じて免除する。	保育こども園課
児童ホーム利用料の減免	・市立児童ホームの利用料を世帯所得の状況等に応じて減免する。	こども育成課
寡婦（夫）控除等のみなし適用	・税法上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親家庭に対し、世帯所得等に応じて負担額及び給付額を決定している場合に、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。	子育て総務課

(5) 子どもの貧困に関する指標

厚生労働省の調査によれば、日本の子どもの貧困率は13.9%（平成27年）で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあります。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されないために、必要な環境整備と教育の機会均等を図るために対策が大変重要となります。

そこで、本計画では、子どもの貧困に関する「指標※」を設定し、その数値の変化を追うことで、子どもたちを取り巻く社会環境等の把握、関連施策の充実及びその成果の検証等に生かすこととしました。

※「指標」とは

子どもの貧困の要因は様々であり、そこから生じる課題も多岐に渡っているため、数値目標を設定することは困難だと考えます。そこで、本計画では、目標の設定は行わず、代わりに「指標」を設定し、指標の数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況がどのように変化しているのか把握します。

指標	直近値	算出方法
就学援助の認定率（小学校）	10.3% (平成30年度末)	市内の小学校の在席児童に対する準要保護者認定者の割合
就学援助の認定率（中学校）	12.5% (平成30年度末)	市内の中学校の在席生徒に対する準要保護者認定者の割合
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	100.0% (令和元年度)	生活保護世帯に属する中学校卒業者総数のうち、高等学校等へ進学した者の割合
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	22.2% (令和元年度)	生活保護世帯に属する高等学校卒業者総数のうち、大学、専門学校等へ進学した者の割合
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	85.0% (令和元年度)	市内の小学校のうち、県から派遣されたスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	89.0% (令和元年度)	市内の中学校のうち、県から派遣されたスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合
母子・父子家庭相談の利用件数	3,926件 (平成30年度)	ひとり親家庭の保護者に対し、各手当、給付、支援制度等の相談に応じた件数
母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の受給者数	14人 (平成30年度)	母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の受給者数
児童扶養手当の受給者数	972人 (平成30年度)	児童扶養手当の受給者数
児童ホーム利用料の減免児童数の割合	9.2% (平成30年度)	市立児童ホーム登録児童数に対する利用料減免対象者の割合



第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、交通事情、利用者の通勤経路及び利用実態を考慮し、居住区域の周辺だけでなく、市内全域の施設等を効果的に利用することができるよう市内を1区域として設定し、市内全域で質の高いサービスを提供することを目指します。



2 教育・保育の提供体制

(1) 教育・保育の量の確保

現状・課題

1号認定の子どもに対する利用定員は、量の見込みを既に充足しています。児童数の動向や保護者ニーズの変化等を踏まえ、今後の社会情勢に即した体制について必要があります。一方で、2号認定と3号認定のうち、1～2歳の子どもに対する利用定員は、量の見込みを満たしていません。

これまで認可保育所の新設や増設、家庭的保育事業の拡充等、利用定員の拡大に努め、さらには認定こども園及び保育所等において利用定員を上回る弾力的運用を行っていますが、保育ニーズを充足できず、待機児童の解消には至っていないのが現状です。

確保方策・方向性

量の見込みを充足している教育利用については、各施設の利用実態に即した利用定員となるよう見直しを図るとともに、今後の児童数の動向や保護者の利用希望等を踏まえ、多様なニーズを市内で充足できるよう、必要に応じて認定こども園化や公立施設の統合についても検討していきます。

一方で、保育ニーズを充足するため、認可保育所等の新設、既設認可保育所等の定員増等のほか、企業主導型保育事業の促進等により、令和6年度末を目標年次として、教育・保育の場の提供と量の確保を図ります。

認定区分※・子どもの年齢	見込量・確保量	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
1号認定 3～5歳	見込量（人）	1,624	1,620	1,524	1,433	1,379	1,345
	確保量（人） (利用定員数)	2,717	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902
2号認定 3～5歳	見込量（人）	1,507	1,568	1,575	1,544	1,540	1,534
	確保量（人） (利用定員数)	1,473	1,476	1,476	1,484	1,484	1,484
3号認定 0歳	見込量（人）	125	130	136	141	146	150
	確保量（人） (利用定員数)	244	253	253	253	253	253
3号認定 1～2歳	見込量（人）	864	862	861	873	889	903
	確保量（人） (利用定員数)	821	834	843	850	850	850
保育利用率（%）***	36.5	34.7	35.9	37.0	38.0	39.0	
0～2歳人口（人）	2,917	3,130	3,054	2,978	2,902	2,826	

※ 1号は幼稚園及び認定こども園の教育利用、2・3号は認定こども園の保育利用及び保育所、地域型保育事業所等
*** 満3歳未満の子どもの数の全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合

◆ 確保量の内訳については、81ページを参照

見込量の設定の考え方

保育利用の申込者数については、どの年齢層においても、需要が増加し、利用率は上昇すると見込みました。特に3歳児の教育・保育の利用率については、保護者ニーズと近年の実績から、上昇すると見込みました。

また、1号認定及び2号認定における利用申込者数については、将来推計人口における年少人口の減少により、本計画期間中に減少に転じると見込みました。

(2) 教育・保育の質の向上

確保方策・方向性

生きる力の基礎を育むため、公私・幼保にかかわらず、各施設間や小学校・中学校との連携をより一層強化し、全ての子どもに質の高い教育・保育を実施するとともに、家庭、地域、関係機関との連携により、多様な経験による学びの機会の提供に努めます。

また、幼稚園教諭、保育教諭及び保育士に対し、十分な研修と処遇の改善を行い、教育・保育の質の確保に努めます。

(3) 教育・保育の無償化の円滑な実施について

確保方策・方向性

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、保護者が施設・事業を選択する時に役立つよう、対象となる施設や給付方法等について十分な情報提供を行い、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上に努めます。

また、新たに給付対象となる施設・事業についても、県と連携して施設の指導監査及び立入調査を実施し、保育の質の確保に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

事業内容	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。また、母子保健コーディネーターと連携して情報の共有を図り、個々の状況に応じてきめ細やかに対応する。
実施場所	保育こども園課
担当課	保育こども園課

現状・課題

子育て家庭からニーズの多い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関してきめ細やかな情報提供や相談・助言を実施するため、相談員（保育コンシェルジュ）を保育こども園課に配置しています。

確保方策・方向性

引き続き、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービスの情報提供に努めるとともに、母子保健コーディネーターと連携し、情報を共有することで、子ども・子育てに関するあらゆる相談に応えることが可能な窓口として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていきます。

見込量・確保量	単位	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	箇所	1	1	1	1	1	1
確保量	箇所	1	1	1	1	1	1

見込量の設定の考え方

利用者支援事業（保育コンシェルジュ）では、情報提供や相談の窓口として、1箇所確保しましたが、昨年度までの利用実績を踏まえ、現状維持とします。

(2) 地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21等）

事業内容	就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる交流の場を提供し、育児についての情報交換や子育て支援アドバイザーによる相談・助言等を行う。
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ぽけっと21 しぶさわ（市立しぶさわこども園内・2階） ・ぽけっと21 おおね（市立大根幼稚園内・2階） ・ぽけっと21 すえひろ（市立すえひろこども園内・2階） ・ぽけっと21 こども館（はだのこども館内・1階） ・ぽけっと21 保健福祉センター（保健福祉センター内・2階） ・ぽけっと21 にし（市立西幼稚園内・2階） ・ぽけっと21 ミライエ（ミライエ秦野内・1階） ・鶴巻地区子育てサロン「ちっちゃんて」
担当課	子育て総務課

現状・課題

市内8箇所の「ぽけっと21」等では、就園前の子どもとその保護者が、気軽に集い、交流を図ることで、情報交換や気分転換、育児の悩みや疲れを緩和することができます。

また、常駐の子育て支援アドバイザーのきめ細かい気遣いにより、気軽に相談ができる場となっています。

より多くの保護者が身近な地域で支援を受けられるよう、事業拡大等について検討が必要です。

確保方策・方向性

引き続き、交流の場を提供し、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図るとともに、より多くの保護者が利用しやすい環境整備に取り組みます。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	人日	43,800	43,800	49,390	49,440	49,490	49,520
確保量	箇所	7	8	9	9	9	9

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(3) 妊婦健康診査（妊婦健康診査費用助成事業）

事業内容	妊婦と胎児の健康管理を図るため、妊娠中14回の健康診査について助成する。
実施場所	県産科婦人科医会が委託している医療機関等
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

妊娠届出の際、受診に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えていますが、県内外の実施状況を参考にし、助成額及び実施方法等の見直しや、産後健康診査の実施等、母子の健康支援について検討が必要です。

確保方策・方向性

妊婦と胎児の健康管理の重要性を十分理解することや費用の負担軽減を図ることで、妊婦健康診査を定期的に受診するように促すとともに、必要に応じて医療機関と連携し、妊産婦支援の充実を図ります。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	回	10,796	10,345	10,120	9,895	9,670	9,445

見込量の設定の考え方

将来推計人口を踏まえ、実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

事業内容	生後4か月までの乳児のいる家庭（第2子以降で妊娠婦新生児訪問を実施していない家庭）を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴するとともに、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境の把握を行う。
委託団体等	こんにちは赤ちゃん訪問員
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

訪問を希望しない、あるいは不在等で未訪問の家庭があるため、未訪問家庭の減少に努める必要があります。

確保方策・方向性

事業の周知徹底を図るとともに、事前電話の対応や訪問時間を調整することで、未訪問家庭を減らすように努めます。

また、乳児家庭の保護者が安心して育児ができる支援のため、乳児家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん訪問員に対し、情報提供や研修の機会を確保していきます。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	人	876	923	899	878	855	830
実施体制	人	40	40	40	40	40	40

見込量の設定の考え方

将来推計人口を踏まえ、実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職又はホームヘルパーが訪問し、専門的相談支援又は育児家事援助を行う。
委託団体等	保健師、保育士、ホームヘルパー
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

養育支援が特に必要な家庭を早期に把握し、支援に努める必要があります。

確保方策・方向性

継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し、指導・助言等をすることにより、適切な養育の実施を確保します。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	人	39	40	40	40	40	40
実施体制	人	5	6	6	6	6	6

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

事業内容	保護者の疾病等の理由で、平日の夜間や休日に家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において緊急一時的に必要な保護を行う（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
実施場所	児童養護施設等
担当課	子育て総務課

現状・課題

現在、市内に児童養護施設等がないことから実施していませんが、利用希望はあるため、実施する必要があります。

確保方策・方向性

市内には児童養護施設等がないため、近隣市町の広域利用が可能な施設での受入れを検討するとともに、非施設型（訪問型）や既存事業との複合的な実施についても検討していきます。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	人日	—	357	343	328	316	305
確保量	人日	—	90	365	365	366	365

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

事前調査結果をもとに量の見込みを設定しました。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う（生後3か月以上～小学校6年生まで）。
会員数	依頼会員：1,544人、支援会員：530人、両方会員：57人（平成31年3月末現在）
担当課	子育て総務課

現状・課題

地域の支援員が連携して子育て支援を行う事業として定着していますが、相互援助で成り立つ事業であるため、支援会員の安定した確保が必要です。

確保方策・方向性

多様化する保育ニーズに対応できるよう取り組んでいくとともに、制度の内容を知らない保護者も多くいるため、より効果的な周知方法を検討し、依頼会員、支援会員双方の登録の増員に努めます。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	人日	6,129	8,684	8,634	8,640	8,650	8,620
確保量	人日	7,790	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

将来推計人口を踏まえ、実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(8) 一時預かり事業（幼稚園一時預かり事業、保育所等一時預かり事業）

①幼稚園一時預かり事業

事業内容	認定こども園及び幼稚園において、在園児を対象に正規の教育時間終了後や長期休業中等に、園児を保育する。
実施場所	認定こども園、幼稚園
担当課	保育こども園課、教育総務課

現状・課題

幼稚園及び認定こども園の在園児を対象として、通常の教育時間の終了後や長期休業中等に、保護者の要請に応じて実施しています。

確保方策・方向性

保護者の就労や疾病のほか、リフレッシュ、園児同士の交流等、多様化するニーズに対応していきます。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	人日	20,351	18,027	16,786	15,523	14,945	14,688
確保量	人日	72,760	68,040	67,760	67,760	67,960	67,960

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

②保育所等一時預かり事業

事業内容	認定こども園及び保育所において、一時的に保育が必要となった就学前の子どもを保育する。
実施場所	認定こども園、保育所
担当課	保育こども園課

現状・課題

待機児童が生じる現状において、パートタイム就労等を理由とする定期的な利用によって、緊急に生じる一時的な利用が妨げられないようにする必要があります。

確保方策・方向性

利用定員を上回る弾力的運用を行うことにより、一時預かりの実施が困難となっている保育所等においても事業の実施ができるよう、待機児童対策を一層強化します。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	人日	8,084	7,806	7,806	7,806	7,806	7,806
確保量	人日	8,084	7,806	7,806	7,806	7,806	7,806

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(9) 延長保育事業

事業内容	認定こども園及び保育所等において、正規の保育時間を超えて保育を行う。
実施場所	認定こども園、保育所等
担当課	保育こども園課

現状・課題

保護者の多様な就労形態に対応するため、家庭的保育事業を除く全ての認定こども園、保育所及び小規模保育事業で延長保育を実施しています。

確保方策・方向性

引き続き、通常の保育時間を超える保育を希望する保護者に対応できるよう、延長保育を実施する施設を支援します。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	人日	20,234	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800
実施施設	箇所	31	32	32	32	32	32

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(10) 病児・病後児保育事業

事業内容	病気又は病気の回復期にある子どもを、自宅で保育することが困難な場合に、病院、保育所等において、保育士及び看護師が一時的に保育する。
実施場所	病後児保育室おひさまルーム（市立ひろはたこども園内）
担当課	保育こども園課

現状・課題

病気の回復期にある子どもを保育する病後児保育事業については、平成26年10月から市立ひろはたこども園内の「おひさまルーム」において、生後4か月～小学3年生までの子どもを対象に、看護師及び保育士が付き添い、専用の保育室で実施しています。平成30年4月からは、中井町との地域利用を開始しました。

病気の子どもを保育する病児保育事業については、本市では実施していませんが、利用希望はあるため、実施する必要があります。

確保方策・方向性

病後児保育事業については、実施効果等を検証し、目的の達成状況等を評価したうえ、今後の実施方法等について検討するとともに、より多くの方に利用いただけるよう周知を図ります。

病児保育事業については、人材の確保及び施設面での課題があるため、事業の実施を提案する事業者との協議と合わせて、非施設型（訪問型）による実施も検討していきます。

見込量・確保量	単位	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)
見込量	人日	112	144	163	184	208	235
確保量	人日	729	729	729	729	732	729

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童ホーム）

事業内容	保護者が就労、疾病等により家庭にいない小学生について、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。
実施場所	児童ホーム（各小学校敷地内）、民間学童保育
担当課	こども育成課

現状・課題

市内の全小学校 13 校内で 28 の児童ホーム（対象：小学 4 年生まで）を運営するとともに、民間 6 事業者 16 教室（対象：小学 6 年生まで）に対し、支援を実施しています。

確保方策・方向性

- ・保護者のニーズに対応できるよう、また、今後も安定した受入れに向けて環境整備に取り組みます。
- ・特別な配慮を必要とする児童に対しては、可能な限り加配対応により支援していきます。
- ・開室時間については、午後 7 時まで、また、土曜日及び長期休暇中の朝は午前 8 時からの拡大を引き続き実施していきます。
- ・児童ホームと放課後子ども教室の一体的な運営について、小学校の余裕教室等の活用を踏まえながら、実施に向けて検討していきます。
- ・子どもの主体性を尊重し健全な育成を図るため、放課後児童支援員の資質向上に努めます。
- ・児童ホームの育成支援の内容については、各児童ホームの保護者会等で説明するとともに、新入学児童に対しては、認定こども園、幼稚園及び保育所等でパンフレットを配布します。
- ・民間事業者に対する支援を引き続き実施していきます。

見込量・確保量	単位	令和元年度 (実績値)	令和 2 年度 (推計値)	令和 3 年度 (推計値)	令和 4 年度 (推計値)	令和 5 年度 (推計値)	令和 6 年度 (推計値)
見込量(登録児童数)	人	1,417	1,550	1,607	1,695	1,742	1,773
1年生	人	426	413	451	497	469	469
2年生	人	396	413	400	437	482	455
3年生	人	325	336	351	340	371	409
4年生	人	221	228	236	246	238	260
5年生	人	32	110	114	118	123	119
6年生	人	17	50	55	57	59	61
定員数※	人	1,445	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455
実施場所	箇所	44	45	45	45	45	45
うち、一体型***	箇所	0	1	1	4	7	10

※ 民間学童保育を含む

※※ 「うち、一体型」とは児童ホームと放課後子ども教室を一体で実施する箇所数

見込量の設定の考え方

教育・保育の量の見込み、実績値等を総合的に勘案し、量の見込みを設定しましたが、過去の実績から、1 日当たりの利用者数は、登録児童数の 7 割程度となるため、計画の定員数をもって確保することが可能です。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍する年収 360 万円未満相当の世帯又は第3子以降の子どもの副食費を助成する。
担当課	保育こども園課

現状・課題

保護者の世帯所得の状況等に応じて、保護者が支払う給食費のうち副食費を助成しています。

確保方策・方向性

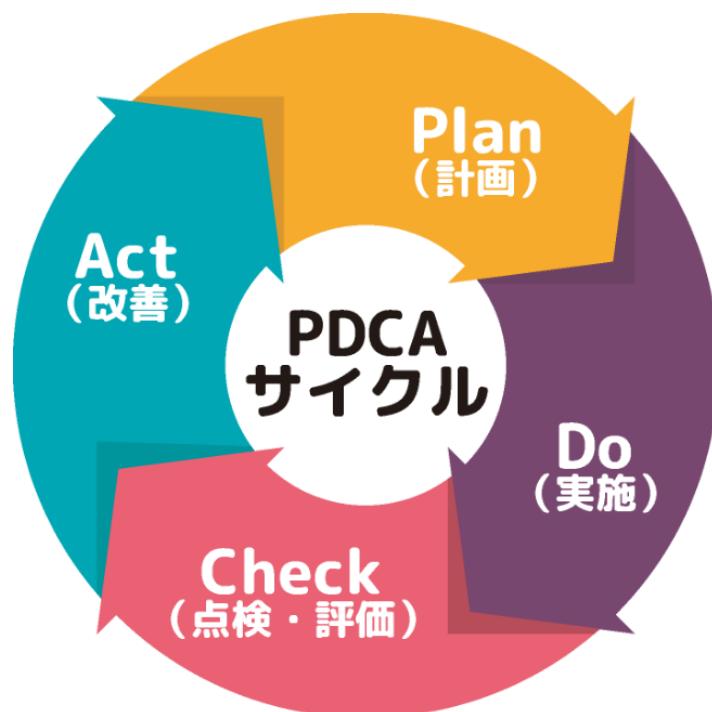
低所得世帯等の負担を軽減するため、継続して実施します。

第6章 計画の推進に向けて

本計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細やかな取組みが必要とされます。そこで、各年度において計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCA（Plan Do Check Act）サイクルを繰り返しながら、計画の推進を図っていきます。

円滑な計画の推進に向け、市民の代表、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野各方面の有識者からなる「秦野市子ども・子育て会議」において、計画の実施状況の点検・評価を継続的に行い、その結果をホームページ等で公表します。

また、計画期間の中間年である3年目を目安として、計画を見直すこととし、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や整備状況等について、計画値と実態の差が大きい場合は、「量の見込み」及び「確保の内容」について再検討を行います。



資料編

1 教育・保育に関する確保方策の詳細

64 ページの教育・保育の量の確保量の内訳は次のとおりです。

(単位:人)

	令和2年度計画値(4月1日)					令和3年度計画値(4月1日)					
	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	
			0歳	1~2歳				0歳	1~2歳		
① 保特 育定 施教 設育	認定こども園(幼保連携型)	440	493	75	267	1,275	440	493	75	267	1,275
	認定こども園(保育所型)	27	27	5	18	77	27	27	5	18	77
	認可保育所		956	159	509	1,624		956	159	509	1,624
	施設型給付対象幼稚園	950				950	950				950
	小計	1,417	1,476	239	794	3,926	1,417	1,476	239	794	3,926
② 確認を受けない幼稚園		485				485	485				485
	小規模保育事業			9	24	33			9	24	33
	家庭的保育事業			3	12	15			3	12	15
	事業域 小計			12	36	48			12	36	48
	④幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		92			92		99			99
⑤ 企業主導型保育施設 (地域枠)			2	4	6				2	13	15
	合計	1,902	1,568	253	834	4,557	1,902	1,575	253	843	4,573

(単位:人)

	令和4年度計画値(4月1日)					令和5年度計画値(4月1日)					
	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	
			0歳	1~2歳				0歳	1~2歳		
① 保特 育定 施教 設育	認定こども園(幼保連携型)	440	501	75	267	1,283	440	501	75	267	1,283
	認定こども園(保育所型)	27	27	5	18	77	27	27	5	18	77
	認可保育所		956	159	516	1,631		956	159	516	1,631
	施設型給付対象幼稚園	950				950	950				950
	小計	1,417	1,484	239	801	3,941	1,417	1,484	239	801	3,941
② 確認を受けない幼稚園		485				485	485				485
	小規模保育事業			9	24	33			9	24	33
	家庭的保育事業			3	12	15			3	12	15
	事業域 小計			12	36	48			12	36	48
	④幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		60			60		56			56
⑤ 企業主導型保育施設 (地域枠)			2	13	15				2	13	15
	合計	1,902	1,544	253	850	4,549	1,902	1,540	253	850	4,545

(単位:人)

	令和6年度計画値(4月1日)					
	1号	2号	3号		合計	
			0歳	1~2歳		
① 保特 育定 施教 設育	認定こども園(幼保連携型)	440	501	75	267	1,283
	認定こども園(保育所型)	27	27	5	18	77
	認可保育所		956	159	516	1,631
	施設型給付対象幼稚園	950				950
	小計	1,417	1,484	239	801	3,941
② 確認を受けない幼稚園		485				485
	小規模保育事業			9	24	33
	家庭的保育事業			3	12	15
	事業域 小計			12	36	48
	④幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		50			50
⑤ 企業主導型保育施設 (地域枠)			2	13	15	15
	合計	1,902	1,534	253	850	4,539

2 秦野市子ども・子育て会議

(1) 秦野市子ども・子育て会議条例

秦野市子ども・子育て会議条例

(平成25年9月6日条例第12号)

(趣旨)

第1条 この条例は、秦野市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定により必要な事項を定める。

(設置)

第2条 法第77条第1項各号に規定する事務を処理するため、秦野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(委員)

第3条 子ども・子育て会議は、15名以内の委員により組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援について学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者への出席要請等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

役職	氏名 (五十音順)	所属等	平成30年度 委員	令和元年度 委員
	大澤 一之	民間幼稚園園長	●	●
	香川 園美	秦野市民間保育園主任の会	●	
	草山 充	秦野市私立保育園園長会	●	●
	串田 祐基	地域型保育事業者	●	●
○	小林 徳博	元二宮町教育委員、元小学校長	●	●
◎	小林 正稔	神奈川県保健福祉大学教授	●	●
	佐々木 陽一	公共経営支援センターコンサルタント	●	●
	清水 幸代	市民委員	●	●
	鈴木 歩	秦野市民間保育園主任の会		●
	鈴木 泉	神奈川県平塚児童相談所子ども相談課長	●	●
	関野 裕太郎	秦野市P T A連絡協議会	●	
	内藤 剛彦	秦野伊勢原医師会	●	●
	府川 優樹	秦野市学童保育連絡協議会	●	●
	矢野 博子	市民委員	●	●
	吉田 信貴	秦野市P T A連絡協議会		●

◎：会長、○：副会長、●：各年度の委員

(3) 開催経過

回	開催日	主な議題
平成 30 年度 第1回	平成 31 年 2月 21 日	(1) 特定教育・保育施設の利用定員について (2) 「秦野市子ども・子育て支援事業計画」の平成 29 年度実施状況について (3) 「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」策定に関するニーズ調査の実施について
令和元年度 第1回	令和元年 5月 20 日	(1) 「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」策定について (2) 報告案件 ア 幼児教育・保育の無償化について イ 特定教育・保育施設の利用定員について
令和元年度 第2回	令和元年 7月 23 日	(1) 「秦野市子ども・子育て支援事業計画」の平成 30 年度実施状況について (2) 「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」策定について (3) 報告案件 ア 幼児教育・保育の無償化について イ 幼児教育・保育施設の利用料の適正化について
令和元年度 第3回	令和元年 9月 3 日	(1) 「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について
令和元年度 第4回	令和 2 年 1月 20 日	(1) 「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画

発行日/令和2年3月

編集・発行

秦野市こども健康部子育て総務課

電話 0463-82-5111（代表）

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1-3-2

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp>

